

第2次伊豆の国市 総合計画 IZUNOKUNI CITY MASTER PLAN 後期基本計画

2022年度 》 2025年度





Q. 伊豆の国市の魅力は何ですか？

A. 世界遺産や国宝、風光明媚な自然景観、豊かな温泉、新鮮な食材など、全国に、世界に誇れる本市の宝はもちろんですが、身近な山河で自然と容易に触れ合うことができる環境や、東京圏から90分という利便性に富んだ立地など、市民の皆様にとって当たり前と思われるこの恵まれた環境も、大きな魅力だと感じています。



Q. 第2次総合計画後期基本計画は、どのような計画ですか？

A. 後期基本計画は、総合計画の基本構想を踏襲していますので、前期基本計画から大幅な変更はありませんが、新型コロナウイルス感染症への対策やデジタル社会の到来に向けた施策など、社会情勢の変化に対応していくための新たな取組を盛り込んでいます。

Q. 後期基本計画をどのように進めていきますか？

A. 豊かな自然環境と貴重な歴史的文化的遺産を有する本市の特徴を生かしつつ、持続可能な魅力ある経済社会を次世代に引き継いでいく必要があります。そのために市民の皆様の「理解」と「共感」を得て「協働」により進めていくことが重要と考えます。市民の皆様が「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを共に創ってまいります。

後期基本計画の策定にあたり、様々な貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、ご尽力いただいた伊豆の国市総合計画審議会委員の皆様、関係者の方々に心からお礼申し上げます。

令和4年3月

伊豆の国市長 山下 正行



第2次 伊豆の国市総合計画 後期基本計画

CONTENTS 目次

■第1章 計画の位置づけ 001

- 1 総合計画策定の趣旨 002
- 2 計画の構成と期間 003
- 3 総合計画の役割 003

■第2章 現状と課題 005

- 1 人口減少、少子高齢化への対応 006
- 2 誰もが自分らしく暮らせる環境づくり 007
- 3 地域・経済の活性化 007
- 4 グローバル化・デジタル化への対応 008
- 5 災害対策・安全安心の確保 008
- 6 協働によるまちづくり 009

■第3章 後期基本計画 011

- 1 施策の体系 018
- 2 基本計画の構成 020

- 1. 豊かな自然に抱かれる伊豆の国市 021
 - 1-1 自然と共生するふるさとづくり 022
 - 1-2 魅力ある景観形成の推進 026
 - 1-3 快適な生活環境の充実 030
- 2. 伊豆の国市にしごとをつくる 035
 - 2-1 就労・雇用への支援 036
 - 2-2 魅力ある農業の振興 040
- 3. 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる 045
 - 3-1 訪れたいくなるまちづくり 046
 - 3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進 050
- 4. 歴史に学び、未来を拓く伊豆の国市 053
 - 4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり 054
 - 4-2 未来を築く教育の推進 058
 - 4-3 生涯学習の充実 064
- 5. 子育ても人生も楽しい伊豆の国市 069
 - 5-1 子育て支援の充実 070
 - 5-2 健康づくりの推進 074
 - 5-3 高齢者福祉の推進 078
 - 5-4 障がい者福祉の推進 082
 - 5-5 地域福祉体制の充実 086
- 6. 安全で安心な伊豆の国市のまちづくり 089
 - 6-1 自助・共助・公助による防災の強化 090
 - 6-2 安心できる医療体制の整備・充実 096
 - 6-3 生活安全対策の推進 100
 - 6-4 効果的な都市機能の推進 104
- 7. みんなで創る伊豆の国市 109
 - 7-1 みんなが主役のまちづくり 110
 - 7-2 信頼される行財政運営 114

■資料編 119

- 1 第2次伊豆の国市総合計画基本構想の概要 120
- 2 市民アンケートの結果 128
- 3 分野別計画一覧 132
- 4 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係 134
- 5 伊豆の国市総合計画策定条例 138
- 6 伊豆の国市総合計画審議会 139



第1章

計画の位置づけ



1 総合計画策定の趣旨

伊豆の国市では、「ほんわり湯の国、美(うま)し国、歴史文化薫る国、未来を拓(ひら)く伊豆の国」を将来像とし、基本構想と基本構想を実現するための基本計画で構成された第2次総合計画を2016(平成28)年度に策定しました。

基本構想では、2025(令和7)年度を目標年次とし、本市の目指す将来像やまちづくりの基本理念を設定するとともに、これらの実現に向けた市政の基本的な考えとして、まちづくりの基本方針等を示しています。

2017(平成29)年度から2021(令和3)年度までの前期基本計画では、基本構想の実現に向け、創業支援や長岡スポーツワールド跡地への企業誘致、長期休業中や平日の預かり保育、移住定住の促進、GIGAスクール構想(※)推進に伴うタブレット端末の購入等、さまざまな施策を展開してきました。

また、この間、度重なる台風による甚大な被害や新型コロナウイルス感染症による人の流れ・経済の停滞、若年世帯の市外流出等による少子高齢化の一層の進行など、本市を取り巻く状況は厳しい状況が続いています。

このような社会情勢の変化や前期基本計画の取組の評価、市民アンケートや総合計画審議会での審議結果等を踏まえ、2022(令和4)年度から2025(令和7)年度までの後期基本計画を策定しました。

将来像

ほんわり湯の国、^{うま}美し国、歴史文化薫る国、
^{ひら}未来を拓く伊豆の国

住んでいる人も、訪れる人も、歴史や文化が薫る美しい地で温泉や食を楽しみ、ほっとする(ほんわりする)時間を有意義につくれるまちを目指すとともに、時代の潮流をつかみ各分野で未来を拓くまちを目指します。

用語解説

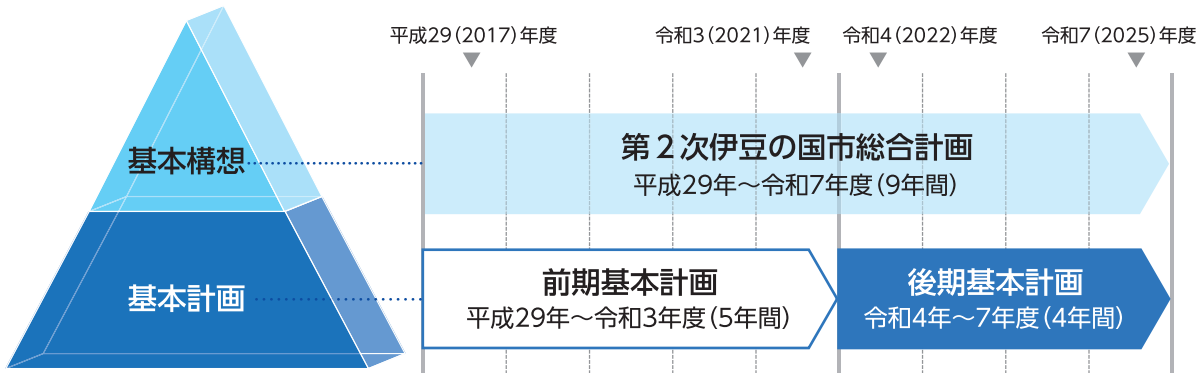


GIGAスクール構想 2019年に開始された、児童・生徒1人に1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを整備する文部科学省の取組。「Global and Innovation Gateway for All(全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味する。



2 計画の構成と期間

第2次総合計画は、基本構想、基本計画で構成します。



3 総合計画の役割

総合計画は、今後の市のまちづくりのあるべき姿と進むべき方向性を示す基本の方針となるものです。将来像の実現に向け、総合計画は以下の役割を担います。

(1) まちづくりの方向性の共有

将来像の実現にあたっては、市だけでなく、市民や企業、NPO(※)、国、県など、さまざまな主体と連携し、協働でまちづくりを進めていく必要があります。総合計画は、市の基本的な考え方を分かりやすく提示して認識の共有を図り、伊豆の国市全体で取組を進めていく指針となるものです。

(2) 効果的な政策の推進

総合計画は、市の限られた財源を効率的に使い、効果的に政策を進めていくための指針としての役割を担います。目標を明確にし、目標達成に向け効率的・効果的な取組を展開していくとともに、定期的に進捗管理と成果を評価し、PDCAマネジメントサイクル(※)により見直しと改善を行います。

(3) 分野別計画との関係

総合計画は長期的な展望に立ち、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための本市の最上位計画です。一方、分野別計画は、総合計画のもと、各政策分野において取り組む施策・取組を具体的に示したものです。分野別計画は、この総合計画と整合を図って進めていきます。



NPO 「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
PDCAマネジメントサイクル 「Plan(計画)」「Do(実行)」「Check(点検)」「Action(改善)」の4ステップから構成されるマネジメントサイクルのこと。計画を立て実行し、結果を評価し、その結果を次期の計画へ活かすための管理システム。

第2章

現状と課題



1 人口減少、少子高齢化への対応

本市の人口は、1995(平成7)年以降、減少傾向が続いています。2005(平成17)年に死亡数が出生数を上回る自然減に転じて以降、出生数はさらに減少しており、2020(令和2)年度には250人を下回りました。少子化による人口減少が進む一方、令和3年4月1日時点での高齢化率は33.5%に達しており、医療・介護サービス等への需要の急激な増大や社会保障費の増加等が懸念されています。

特に本市では、大学進学に合わせ東京圏へ流出した若者が市内に戻るものが少なく、市の将来を担う若年層の人口流出、ひいては本市で生まれる子どもの数の減少につながっており、このことは、労働人口の減少や消費縮小による地域経済の停滞、地域の担い手不足などへと課題が繋がっています。

若者が戻ってきたいと思う故郷としていくためにも、豊かな自然や穏やかな暮らし、郷土の歴史、文化といったまちの魅力を知り、まちを好きになる機会を増やしていくことが求められています。同時に、働く場の確保や安心して子育てのできる環境整備により、住みたいと思えるまちづくりを進めていく必要があります。

高齢化については、団塊の世代(1947(昭和22)年～1949(昭和24)生まれ)の全員が75歳以上を迎える「2025年問題」を見据え、持続可能な社会保障の整備が必要です。生きがいつくりやスポーツの促進等による健康寿命の延伸、地域での見守りや在宅医療の支援など、住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくりを推進することが求められています。

用語解説



ワーク・ライフ・バランス 「work(仕事)」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「life(生活)」との「balance(調和)」をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

テレワーク 「tele(離れた所)」と「work(働く)」を組み合わせた造語。情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。



② 誰もが自分らしく暮らせる環境づくり

単身世帯の増加やワーク・ライフ・バランス(※)の重視、多様な性のあり方など、ライフスタイルや価値観にさまざまな形が見られる中で、一人ひとりが自分らしい働き方や暮らしを選択できる環境の整備が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症対策として生まれた「三密」の回避や、テレワーク(※)の浸透を機に、地方移住を考える若年世代も増えています。育児や介護と仕事の両立に対するニーズがより一層高まっていることから、保育サービスや放課後児童教

室、介護サービスなどの充実が求められています。

さらに、IoT(※)やAI、クラウド(※)、ドローン、無人ロボットなど、最新テクノロジーを積極的に活用し、新たな交通システムやオンライン診療導入に向けた検証・整備、行政手続きのオンライン化など、誰もが快適で質の高い生活を送ることができる仕組みづくりを推進する必要があります。

③ 地域・経済の活性化

本市では、若年層の転出超過により生産年齢人口が減少し、地域経済の担い手不足が進行しており、起業・創業の支援や働きたい人と働き手を求める企業をつなぐ取組など、就労機会や雇用の場の確保が求められています。

特に、中小企業・小規模事業者や農業者の廃業は、空き店舗や荒廃農地が増加し、まちなぎわいの消失や景観の悪化につながります。事業承継や新規就農希望者に対する支援に加え、販路の拡大や地元での消費増加の促進等、総合的に取り組んでいく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市を訪れる観光客や交流人口が大きく減少し、地域経済は大きく打撃を受けました。従来からの観光ニーズの多様化や、感染拡大で生じたライフスタイルの変化に対応するためには、本市の豊かな自然・歴史・地理的特性を生かした観光や地元の新鮮野菜による食の提供など、新たな観光スタイルを推進するとともに、感染防止対策を行う事業者を支援し、安全安心な観光を推し進めていく必要があります。

IoT 「Internet of Things」の略。様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され(単に繋がるだけでなく、モノがインターネットのようにつながる)、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

クラウド 「cloud computing」の略。インターネットなどのネットワークを経由して、コンピュータ資源(サーバー、ネットワーク、データベース、ストレージ、アプリケーション等)をサービスの形で提供する利用形態のこと。

4 グローバル化・デジタル化への対応

グローバル化や情報化の進展により、ヒト・モノ・カネ・情報が国や地域の垣根を越えて容易に行き来するようになっていきます。本市においても、インバウンド(外国人観光客)や外国人労働者などへの対応が求められるとともに、文化面での国際交流の活性化やグローバル教育の充実により、時代の変化に柔軟に対応できるグローバル人材の育成が求められています。

また、急速に進むデジタル社会に対応するためには、ICT(※)教育が不可欠です。

GIGAスクール構想(※)により児童・生徒に配備された1人1台の端末環境を生かし、一人ひとりのレベルや理解度に応じた教育、情報活用能力の育成を行う必要があります。一方で、幼少期からインターネットやスマートフォンに触れ、児童期からSNS(※)を利用する子どもも多いことから、情報モラルやネット犯罪から身を守る力を育成することも重要です。

5 災害対策・安全安心の確保

南海トラフを震源とする巨大地震の発生の懸念に加え、台風の大型化や局地的な集中豪雨など、甚大・多様化する危機事象に対応するためには、「自助」「共助」「公助」それぞれの面から、防災・減災対策を行うことが重要です。

河川整備や建物の耐震化など、ハード面での対策に加え、正確な情報発信や早期避難に対する意識向上、地域住民が主体となった助け合いの強化など、ソフト面からも対策を進め、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

また、2020(令和2)年から続く新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、人と人との繋がりを分断し、経済・教育・福祉な

ど、さまざまな面で市民の暮らしを変容させました。このような中であって、少子高齢化が進む本市においては地域での助け合い、コミュニティの維持を図ることは特に重要です。感染予防の徹底や新しい生活様式に適應した、新たな「共助」の形を模索していく必要があります。

加えて、子ども・高齢者を狙った犯罪や高齢者の交通事故の増加、複雑化する消費者トラブルなど、多様化する犯罪を未然に防ぐため、時代に合わせた対応が求められています。

用語解説



ICT 「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。

GIGAスクール構想 2019年に開始された、児童・生徒1人に1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを整備する文部科学省の取組。「Global and Innovation Gateway for All(全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味する。



6 協働によるまちづくり

人口減少・少子高齢化の進行、市民ニーズの複雑・多様化する中で、今後はこれまでに以上に行政の力のみでまちづくりを進めることが難しい局面が想定されています。魅力ある景観づくりや、仕事と子育てを両立できる環境づくり、地域での見守りや居場所づくり、普段から悩みを相談したり困ったときに助け合ったりすることができる仲間づくりなど、市民・団体・企業・行政が互いに連携・協力し、さまざまな地域課題の解決に取り組んでいく必要があります。

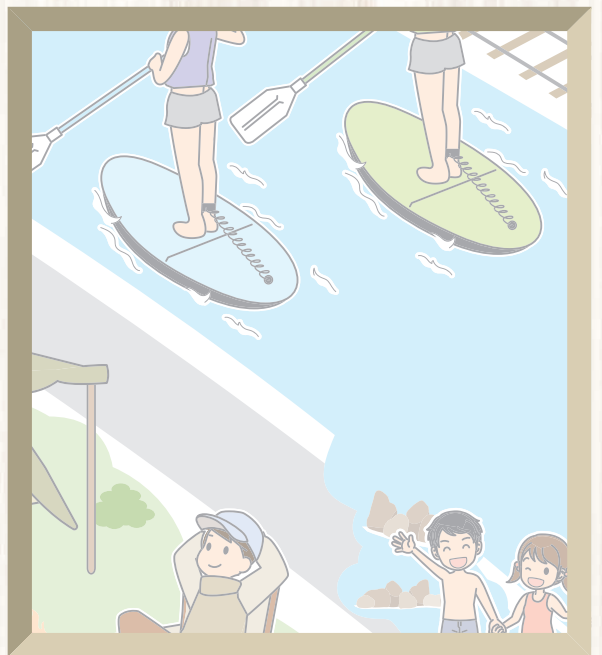
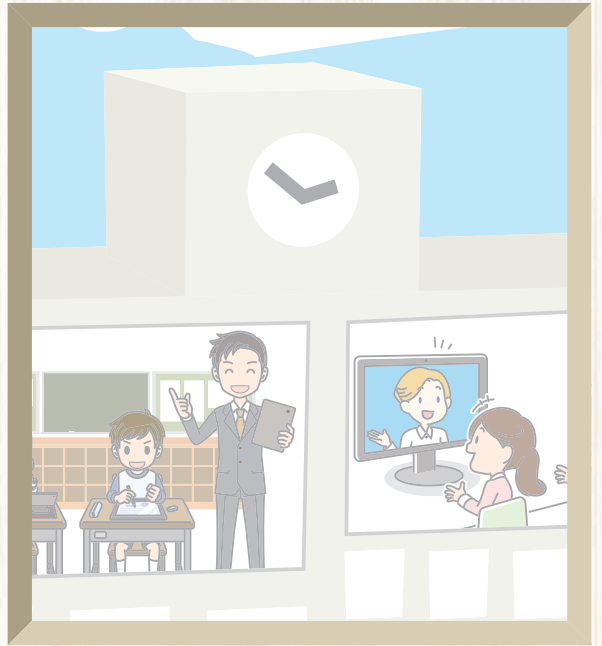
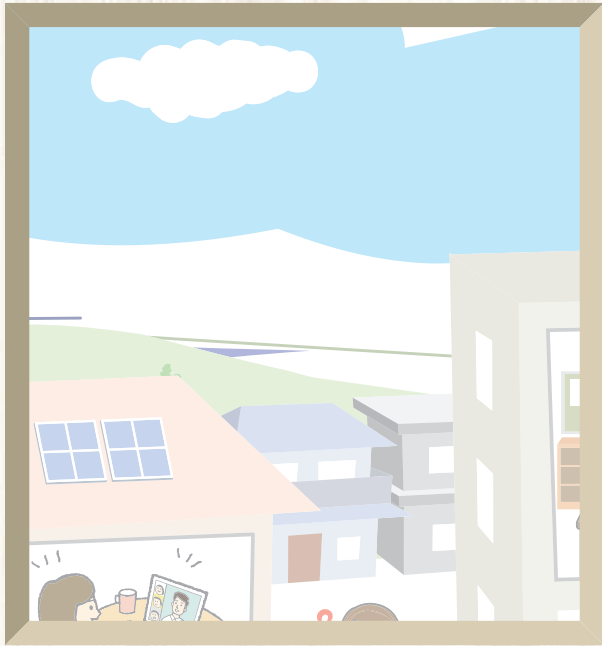
また、市民が主役となってまちづくりに取り組むためには、市政にかかる情報が市民に届き、市民の声が市に届くことが重要です。広報やHP、SNSなど多様な媒体を活用し、情報発信の受け手となる人の環境に合った方法で発信するとともに、市民の声を聞く機会や、市民参加による双方向のコミュニケーションを図る機会を増やす必要があります。

SNS 「Social Networking Service」の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

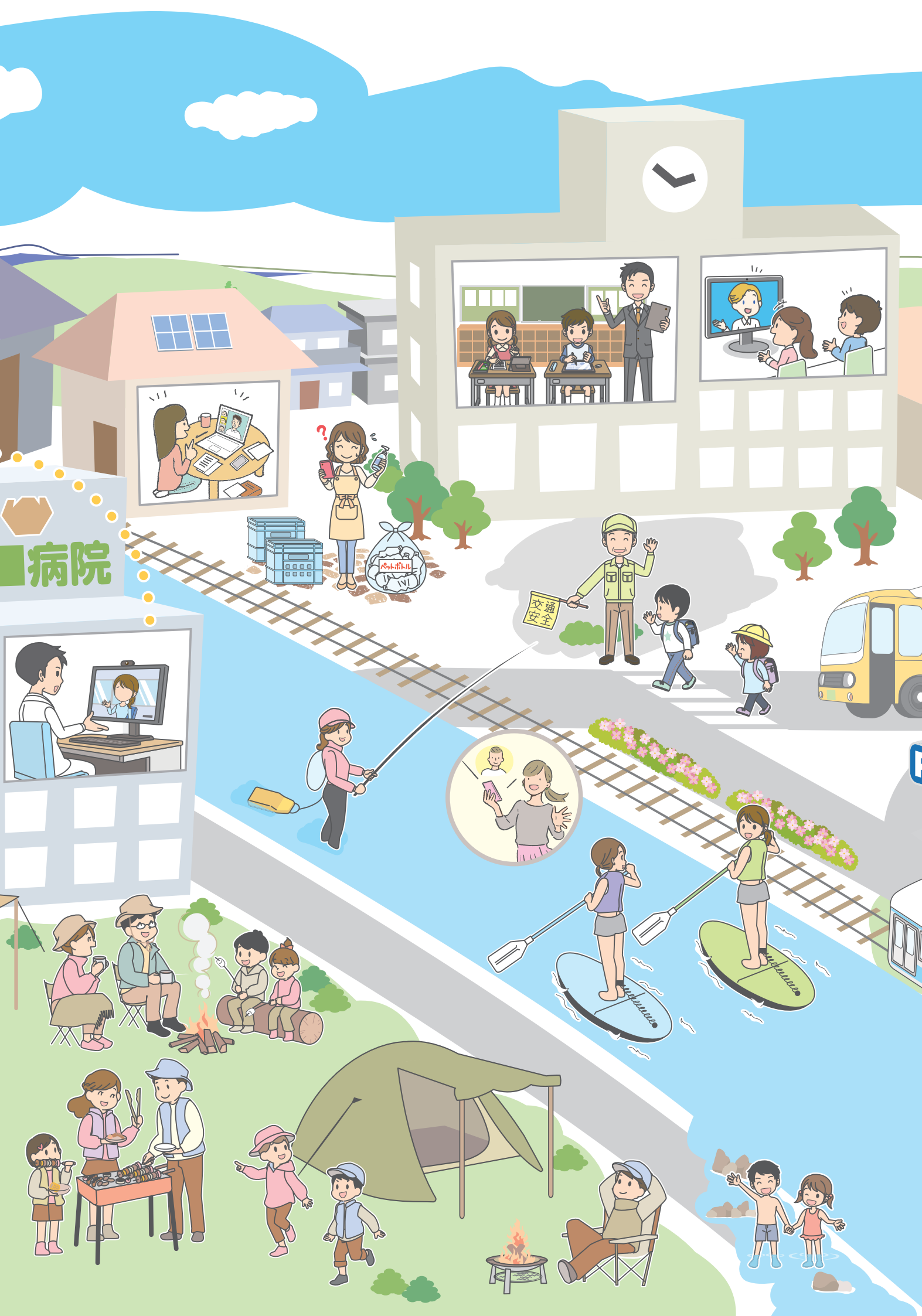
第3章

後期基本計画





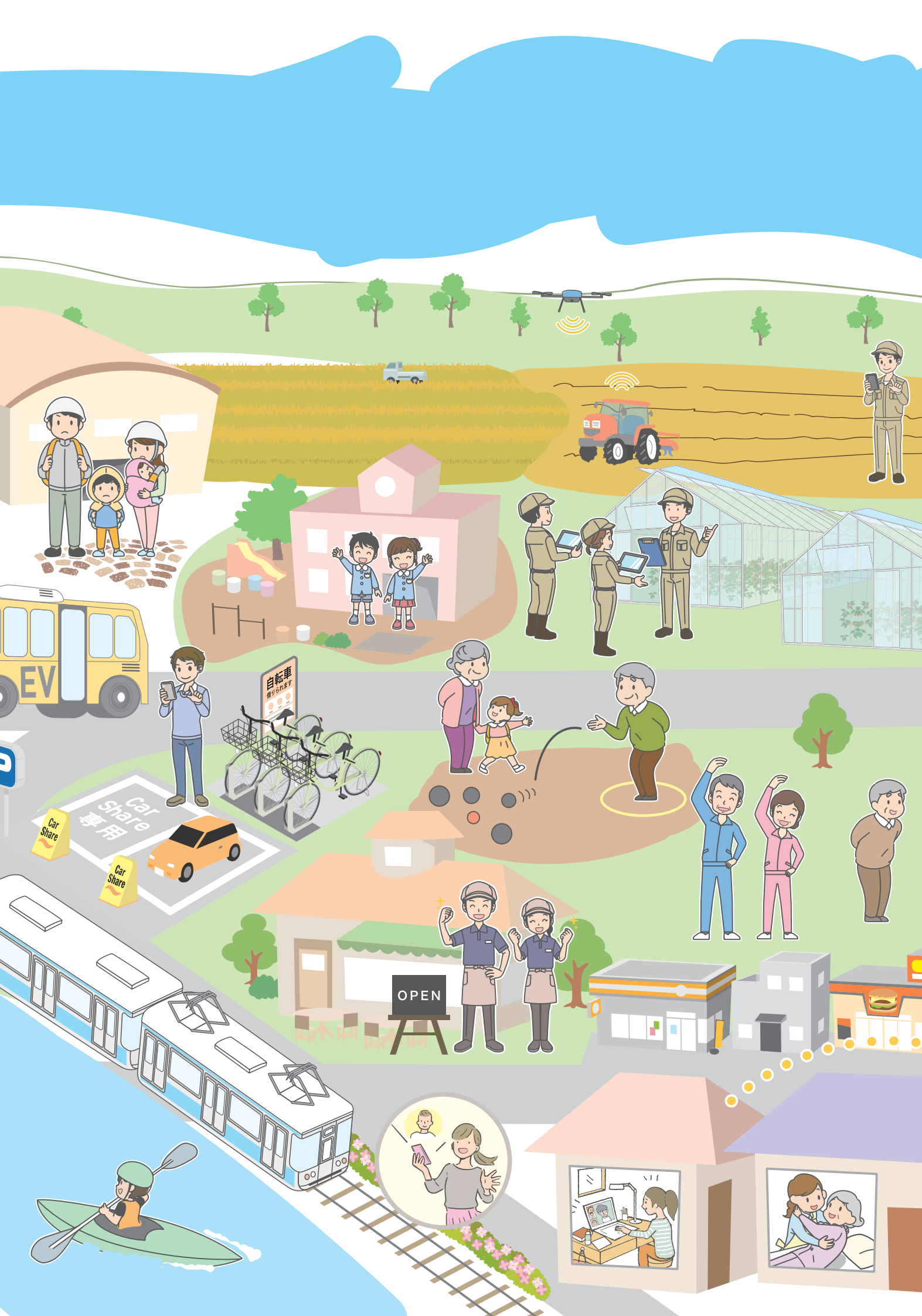




病院

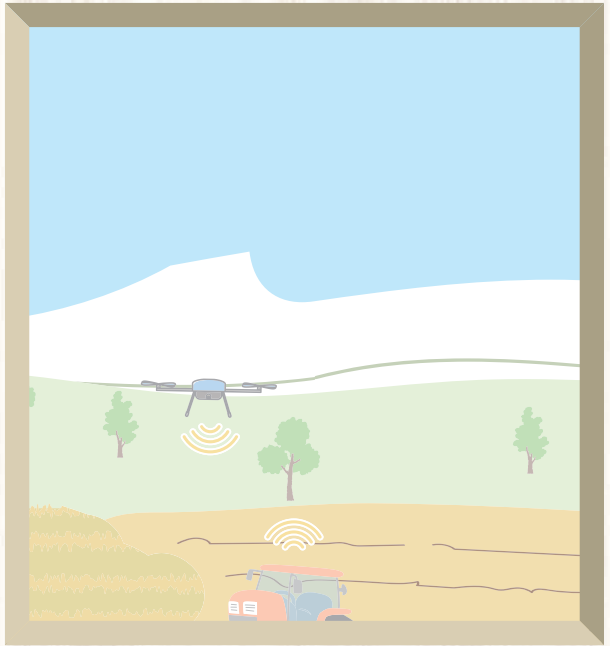
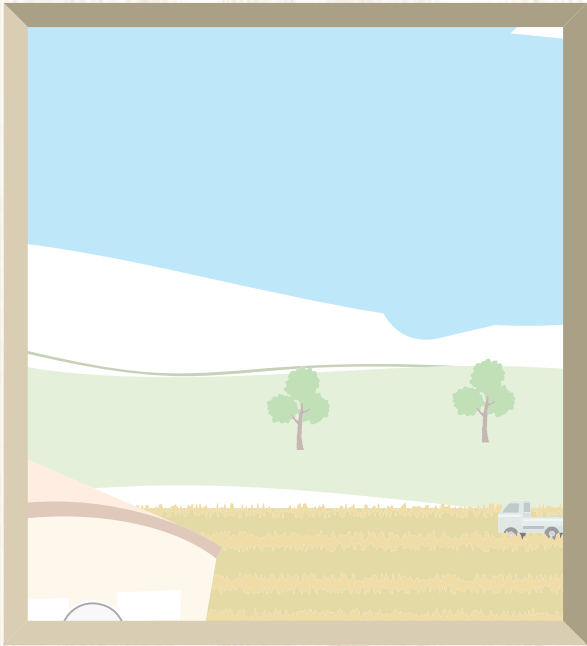
交通安全





目指すまちのすがた





1 施策の体系

基本構想

将来像

ほんわり湯の国、美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国

基本理念

■ 共生と調和 ■ 継承と創造 ■ 自助・共助・公助

まちづくりの基本方針

1	<p>豊かな自然に抱かれる伊豆の国市(自然・生活環境) 【施策の大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の保全と景観の向上 ○ 快適な生活環境の創造
2	<p>伊豆の国市にしごとをつくる(産業・経済・労働) 【施策の大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域を支える人材の就労支援 ○ 地域特産品の競争力の強化 ○ 地域産業の活性化と新たな雇用の創出
3	<p>伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる(観光・交流) 【施策の大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移住・定住の促進 ○ 観光推進体制の強化と交流人口の拡大 ○ 情報発信力の強化とおもてなしの充実
4	<p>歴史に学び、未来を拓く伊豆の国市(歴史・文化・教育・研究) 【施策の大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史・文化・芸術を生かしたひとづくり・まちづくりの推進 ○ 次代を拓く教育と研究の推進
5	<p>子育ても人生も楽しい伊豆の国市(健康・福祉) 【施策の大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 結婚・出産の支援 ○ 子育て環境の充実 ○ 健康長寿を目指すまちづくりの推進 ○ 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現
6	<p>安全で安心な伊豆の国市のまちづくり(都市基盤・生活環境) 【施策の大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害を見越した防災・減災のまちづくりと安全・安心なまちづくりの推進 ○ 持続可能なまちづくりの推進
7	<p>みんなで創る伊豆の国市(行財政運営・自助・共助・公助) 【施策の大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自助・共助・公助のまちづくりの推進 ○ 効率的な行財政運営の推進



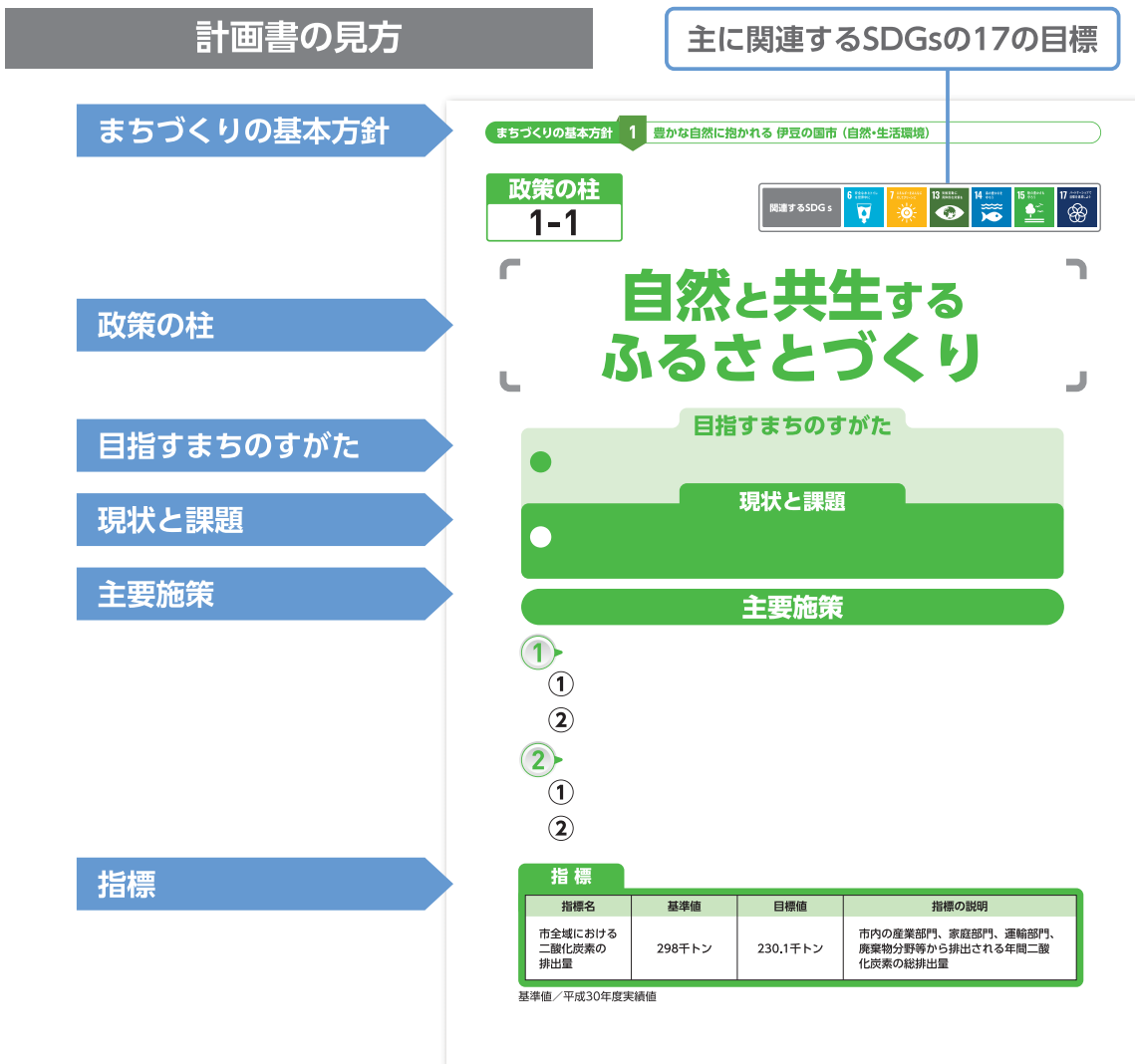
後期基本計画

政策の柱	主要施策
1-1 自然と共生するふるさとづくり	1) 森林保全・河川活用の推進 2) 脱炭素社会に向けた取組の推進
1-2 魅力ある景観形成の推進	1) 伊豆の国らしさ溢れる風景の形成 2) 自然環境を活かした空間の形成
1-3 快適な生活環境の充実	1) 住みよい生活環境の推進 2) 資源循環の推進
2-1 就労・雇用への支援	1) 就労・起業への支援 2) 企業への支援 3) ウィズコロナ・ポストコロナに向けた支援
2-2 魅力ある農業の振興	1) 新規就農者への支援 2) 持続可能な営農環境の構築 3) 優良農地の保全 4) 新たなマーケット獲得に向けた取組促進
3-1 訪れたいまちづくり	1) 旬を活かした魅力の発信 2) 観光基盤の整備 3) 関係人口の創出・拡大
3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用 2) 広域観光の振興
4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	1) 歴史資産の保護 2) 文化・芸術の振興 3) 郷土資産を学ぶ機会の創出
4-2 未来を築く教育の推進	1) 地域とともにある教育環境づくり 2) 確かな学力を身に付ける教育環境の整備 3) 生きる力を育む教育の充実
4-3 生涯学習の充実	1) 生涯学習の環境整備 2) 世代別の生涯学習の推進 3) 地域における生涯学習の推進 4) 生涯スポーツの推進
5-1 子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援 2) 働く子育てを両立できる環境の整備 3) 地域子育て環境の充実
5-2 健康づくりの推進	1) 健康寿命の延伸 2) 食育の推進
5-3 高齢者福祉の推進	1) フレイル予防・介護予防 2) 在宅高齢者への支援 3) 持続可能な介護サービスの推進
5-4 障がい者福祉の推進	1) 障害福祉サービス等の充実 2) 障がいに対する理解促進と意識啓発
5-5 地域福祉体制の充実	1) 包括的な相談支援体制の強化 2) 見守り体制の確立
6-1 自助・共助・公助による防災の強化	1) 自助防災の強化 2) 共助による防災体制の確立 3) 危機管理体制の充実 4) 自然災害対策の強化
6-2 安心できる医療体制の整備・充実	1) 身近な医療体制の整備・充実 2) 感染症への対応力の強化
6-3 生活安全対策の推進	1) 交通安全の推進 2) 防犯対策の推進 3) 安全な消費生活の推進
6-4 効果的な都市機能の推進	1) 生活基盤の適正な管理 2) 住みやすさ向上の推進 3) 地域の特性に応じた交通ネットワークの整備
7-1 みんなが主役のまちづくり	1) 多様性を尊重するまちづくりの推進 2) 官民連携によるまちづくり
7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化 2) 広聴活動の充実 3) デジタル社会の形成 4) 計画的・効率的な行政経営

2 基本計画の構成

基本計画は、将来像を実現するための「主要施策」を分野別に示すものです。後期基本計画では、基本構想に掲げる7つの「まちづくりの基本方針（「施策の大綱」を含む。）」を踏襲しつつ、基本方針と主要施策の関連性を強めるため、21の“政策の柱”を新設しました。

7つの基本方針に体系づけられた「政策の柱」は、「目指すまちのすがた」「現状と課題」「主要施策」「指標」で構成しています。



見出し	説明
まちづくりの基本方針	基本構想に位置づけられている7つの方針を示しています。
政策の柱	「まちづくりの基本方針」に基づき、政策分野ごとに政策テーマと取組の方向を示しています。
目指すまちのすがた	後期基本計画を進めることで4年後に目指す姿を文章で明らかにしています。
現状と課題	その政策分野の本市の現状と対応すべき課題を記載しています。
主要施策	「現状と課題」を踏まえて実施する、計画期間中の具体的な取組内容を記載しています。
指標	「政策の柱」の状況を客観的データにより数量的に示すための物差しとして設定しています。施策の見直しと改善を行うときの「点検」のための物差しとして活用していきます。

まちづくりの
基本方針

1

豊かな自然に 抱かれる 伊豆の国市 (自然・生活環境)



【施策の大綱】

- 自然環境の保全と景観の向上
- 快適な生活環境の創造

政策の柱

1-1

関連するSDGs

6

安全な水とトイレ
を世界中に

7

エネルギーを
持続可能な方法で

13

気候変動に
適応する

14

海の豊かさ
を増やす

15

陸の豊かさ
を増やす

17

パートナーシップ
で目標を達成しよう

自然と共生する ふるさとづくり

目指すまちのすがた

美しく豊かな狩野川が市の中心部を流れ、市民や来訪者が憩い、集うことのできる水辺空間となっています。水源となる森林や農地が保全・継承されるとともに、再生可能エネルギーの普及活用や地球温暖化対策など、脱炭素社会(※)に向けた取組が進んでいます。

現状と課題

- 本市は、東は箱根山系の連山、西は葛城山などの森林に囲まれ、平野部には南北に狩野川が流れる豊かな田園風景が広がっています。森林や農地は、その美しい景観だけではなく、水源の涵養や土砂の流出・崩壊防止等、防災面でも重要な役割を果たしています。
- 森林の多くは担い手不足などを背景に放置されており、整備されている箇所も切捨て間伐(※)が主な手段となっており、大雨による伐採木の流出被害が懸念されること等が課題となっています。
- 地球規模での環境保全に向けた脱炭素社会の実現のために、市民意識の啓発をはじめとして、省エネルギーの推進、循環型の環境づくりなどに取り組んでいく必要があります。

主要施策

1▶ 森林保全・河川活用の推進

① 森林の保全・整備

森林の持つ水源涵養、山地災害防止、土壌保全等の機能を保持するため、森林の間伐、放置竹林の整備、下刈り、皆伐再造林、枝打ちなどを進めるとともに、林業関係機関と連携し効率的、計画的な整備を図ります。また、森林整備を行う個人や団体、森林ボランティア等を支援します。



② 林道・治山管理の実施

森林施業を安全かつ効率的に行うために、林道や治山施設等を適切に管理します。また、災害時には倒木等による道路断絶や水源の被害等を建設業者等と連携し、速やかな対応に努めます。

用語解説



脱炭素社会 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロの実現を目指す社会のこと。

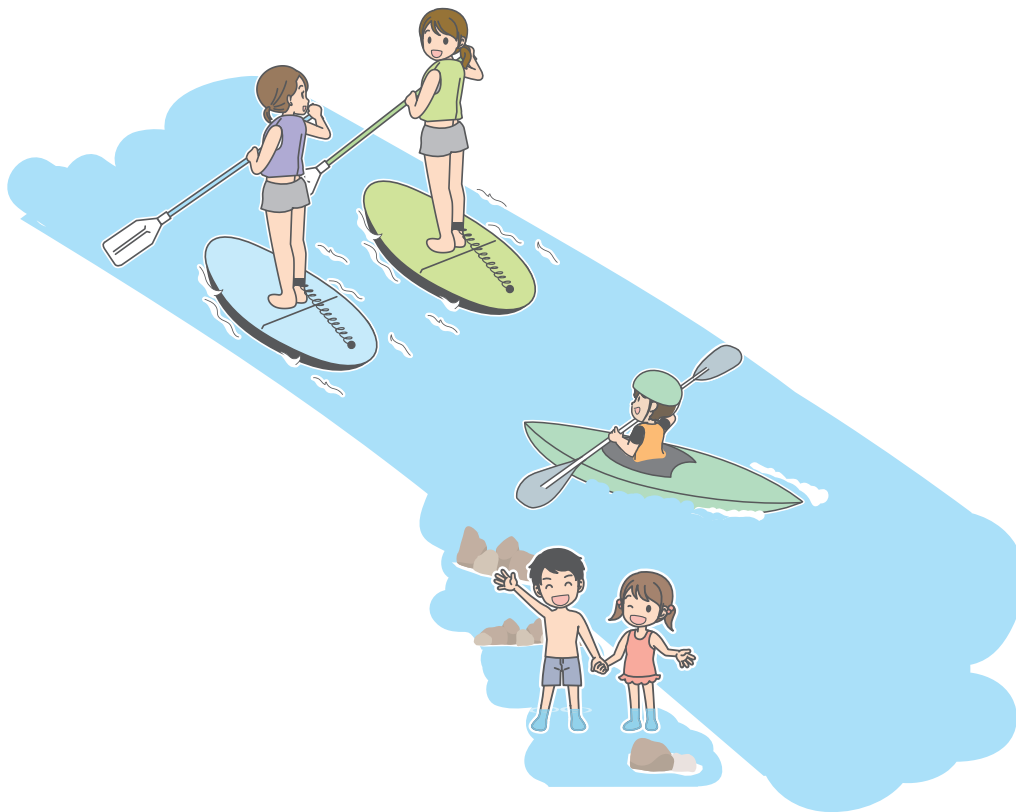
切捨て間伐 間伐で伐採した木や枝を搬出せず、そのまま放置する間伐のこと。

③ 自然環境と再生可能エネルギー発電施設との調和

事業者等が設置する再生可能エネルギー発電施設については、大規模な森林伐採や土地造成等による景観の阻害、土砂災害の発生等への影響を考慮したうえでの設置及び設置後の適切な維持管理を促進します。

④ 水辺空間の活用

子どもたちを対象とした水生生物観察会などの活動を通じ、身近な水辺空間を大切にしていける行動の啓発に努めます。また、市民が水辺で憩える場を創出するため、かわまちづくり計画による水辺空間の整備、整備後の利活用を推進します。



2 脱炭素社会に向けた取組の推進

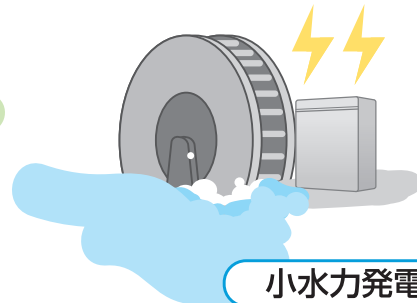
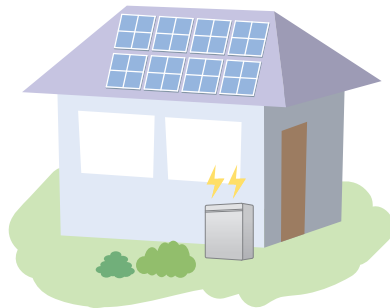
① 地球温暖化対策の推進

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とし、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)に基づき、市民と事業者の環境への取組を推進します。

② 再生可能エネルギーの普及啓発

太陽光発電、小水力発電などの再生可能エネルギー導入の必要性を広く周知するとともに、市民による再生可能エネルギー機器等の設置を促進します。

太陽光発電



小水力発電

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
市全域における二酸化炭素の排出量	298千トン	230.1千トン	市内の産業部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野等から排出される年間二酸化炭素の総排出量

基準値／平成30年度実績値

政策の柱

1-2

関連するSDGs



魅力ある 景観形成の推進

目指すまちのすがた

葛城山や狩野川などの雄大な自然、富士山を望む田園地帯、情緒ある温泉場、歴史的建造物など、さまざまな要素がちりばめられた魅力的な景観が広がっています。市街地では、景観に配慮したまちなみが形成され、花と緑があふれる潤いある生活空間となっています。

現状と課題

- 本市の景観は、自然、歴史的まちなみ、伝統や文化など、多様な要素から成り立っています。この自然環境と一体となった優れた眺望や歴史的なまちなみを維持し、後世に継承する伊豆の国ならではの風景づくりに取り組む必要があります。
- 都市公園のあり方について、より多くの人が集えるような公園機能が求められています。

主要施策

① 伊豆の国らしさ溢れる風景の形成

① 共に取り組む景観形成の推進

豊かな自然と先人の築いた歴史と文化を受け継ぎ、市民や事業者、行政が共に景観形成に取り組めます。



② 屋外広告物適正化の推進

自然景観を保全するとともに、周辺景観と調和したまちなみを形成していくため、伊豆の国市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示・設置の許可や指導を行います。

③ 景観教育の推進

景観に対する意識啓発を図るため、子どもたちへの景観まちづくり学習を充実していくほか、市民向け講演会等を開催します。



② 自然環境を活かした空間の形成

① 花いっぱいの景観づくり

花や緑が市民生活に根付き、潤いと安らぎのある生活環境を創造するため、花によるまちの活性化を推進するとともに、市民参加による花壇づくりを通じた地域交流を促します。



② 都市公園の維持・活用

暮らしに身近な公園が市民の憩いの場となっていくように、地域と連携しながら公園の立地や自然環境を活かした維持・管理に努めます。また、子どもたちが安心して往来ができる公園周辺の歩道整備を検討するほか、公園のレクリエーション機能や防災機能の充実について必要に応じた再整備を検討します。



指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
景観まちづくり学習の実施回数	1回	2回以上	小学校での総合学習出前授業や市民向け講演会・講座を実施した年間回数

基準値／令和3年度実績値

政策の柱

1-3

関連するSDGs

3

すべての人に健康と福祉を

6

安全な水とトイレを世界中に

11

住み続けられるまちづくりを

12

つくる責任 つかう責任

13

気候変動に具体的な対策を

14

海の豊かさを守ろう

15

陸の豊かさを守ろう

17

パートナーシップで目標を達成しよう

快適な生活環境の充実

目指すまちのすがた

市民の協力のもと廃棄物の削減や資源の再利用が進み、地球にやさしいまちづくりが進められています。生活排水による河川の水質汚濁、騒音、振動、悪臭といった公害が無く、良好な生活環境が維持されています。

現状と課題

- 本市にとって、美しい自然に抱かれた快適な住環境は最大の魅力です。この豊かな暮らしの風景は、観光地としての魅力や価値の向上にも寄与しています。
- 将来にわたって良好な環境を維持していくために、大気・騒音・悪臭・振動などの公害を未然に防止する必要があります。
- 市民にとって身近なごみの分別や排出について、誰もが適正にできるようになるための支援が求められています。

主要施策

① 住みよい生活環境の推進

① 公害等への対策

日常生活や事業活動に伴って発生する騒音や振動、悪臭などの公害を監視するとともに、関係機関と連携し指導等を行います。

② 生活排水処理設備の整備

生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、家庭における単独浄化槽から合併浄化槽への設置替えを支援するほか、下水道区域においては下水道接続を積極的に促進します。

③ 不法投棄防止対策の実施

不法投棄を防止するため、広報紙等を通じた啓発に努めるとともに、職員によるパトロール等により未然防止に努めます。また、不法投棄に悩む市民からの相談への対応や、不法投棄を防止する市民や団体等への支援を行います。

④ 動物愛護の推進

動物の愛護及びマナーに関する飼い主の責務等について周知・啓発するとともに、里親制度等の充実を図ります。

② 資源循環の推進

① 3R運動の促進

家庭ごみの分別を徹底して3R(※)運動を推進します。また、家庭で不要になった生活用品のリサイクルを促進するための「不用品活用バンク」の取組や、資源ごみ回収団体に対する報奨制度等を継続します。

② 食品残渣・剪定枝等の堆肥化

市内で排出された食品残渣(生ごみ)・剪定枝等の堆肥化を継続することで焼却ごみの減量・資源の有効利用を推進するとともに、製造された完熟堆肥「農土香(のどか)」の施用効果の周知を強化し、一層の販売促進に努めます。



③ 廃棄物処理施設の整備・見直しの検討

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合により、広域廃棄物処理施設の建設・運営を行うことで、施設建設費や運営費コストを縮減し、施設の規模拡大による熱エネルギーの再利用を図ります。また、効率的かつ効果的な施設運営に向け、既存の廃棄物処理施設の統合を含めた見直しを行います。

用語解説



3R 「Reduce(リデュース)」「Reuse(リユース)」「Recycle(リサイクル)」の3つのRの総称。リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすこと、リユースとは、使える物は、繰り返し使うこと、リサイクルとは、ごみを資源として再び利用すること。

④ 適正な廃棄物処理への支援の検討

高齢者や外国人など、ごみの分別が苦手な市民でも適正にごみを分別しやすくするため、伊豆の国市版「ごみの出し方アプリ」の開発や、ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者等を支援する新たな制度を検討します。



指標			
指標名	基準値	目標値	指標の説明
市民1人1日当たりのごみ排出量	932g	932g*	市内で発生する一般廃棄物の年間総量を市民1人1日当たりで除して算出した量

基準値／令和2年度実績値

* 市内人口は減少傾向にあるが、過去の推移によると、一般廃棄物の年間総量は年々上昇傾向にある。
現状のまま推移すると、市民1人1日あたりのごみ排出量は増加が見込まれるため、増加抑制を目指し、基準値と同値を設定。

まちづくりの
基本方針

2

伊豆の国市に しごとをつくる (産業・経済・労働)



【施策の大綱】

- 地域を支える人材の就労支援
- 地域特産品の競争力の強化
- 地域産業の活性化と新たな雇用の創出

政策の柱

2-1

関連するSDGs

8

働きがいも
経済成長も

9

産業と技術革新の
基盤をつくらう

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

就労・雇用への支援

目指すまちのすがた

生まれ育ったふるさとで働いて住み続けられるように、職業の選択肢や起業・創業に対する支援が用意されています。テレワーク(※)やワーケーション(※)、二拠点居住(※)といった新しい働き方や暮らし方ができる環境も整っています。

現状と課題

- 若年世代の市外流出の要因の一つである「働く場所」の確保は、本市にとって大きな課題の一つです。市民アンケートにおいても、雇用創出に対する「重要度」は高く「満足度」は低いという結果となっています。
- 伊豆の国市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、伊豆の国市商工会や地域金融機関等との連携により中小企業の振興を進める必要があります。
- 経営者の高齢化と担い手不足を背景として、事業承継や経営革新などに課題を抱える事業者が多く、支援が必要となっています。
- 社会のデジタル化など、時代に適応した働き方の推進や魅力ある店舗づくり、販売手法の工夫など、経営力の強化が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症による影響が広がる中、東京一極集中の解消に向けて、東京圏への通勤等が可能な本市において新しい働き方の模索が求められています。

主要施策

① 就労・起業への支援

① 起業・創業希望者への支援

伊豆の国市創業塾等を開催し、起業・創業をしたいと思う人の意欲の醸成を図るとともに、補助制度等により市内での起業・創業を促進します。また、起業・創業後のフォローアップの充実を図るとともに、塾生間における相互連携を高め新たな可能性の創出を促進します。



② 就業希望者への支援

近隣市町との合同による就業マッチングフェアを開催するほか、県主催の『静岡U・Iターン就職サポートセンター』や『しずおかジョブステーション』による相談支援等の周知を図ります。また、本市への移住促進と絡めた就業支援補助制度の活用により、新規就労を希望する人を支援します。

③ 空き店舗等の再生

空き店舗や空き家などの遊休不動産について、その地域の魅力発掘や再生に向けた調査・検討を進めます。また、検討経過を踏まえた再生・活用等により地域の活性化に繋がります。

用語解説



テレワーク 「tele(離れた所)」と「work(働く)」を組み合わせた造語。情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

ワーケーション 「work(仕事)」と「vacation(休暇)」を組み合わせた造語。観光地やリゾート地など、普段の職場とは異なる場所で仕事をしながら休暇を取る過ごし方のこと。

二拠点居住 都会と地方など、2つの地域に住居を構えて生活すること。デュアルライフとも呼ばれる。

2 企業への支援

① 事業承継支援

伊豆の国市商工会と連携し、現役の社長や後継者を対象とした事業承継セミナーや個別相談会の開催、M&A(※)の支援を継続するとともに、より効果のある新たな取組について検討し実施します。また、事業承継を課題としている店舗や中小企業の実態把握に努め、その事業者にあった最適な方法による支援を実施します。

② 経営革新等への支援

伊豆の国市商工会と連携し、新事業活動を幅広く支援する経営革新制度の周知や、地域金融機関等と連携した相談対応・計画作成・フォローアップなどの支援を進めます。また、企業におけるデジタル化を促進するため、セミナーの開催や専門家の派遣など必要に応じた支援を実施します。

③ 経営基盤強化に向けた多角的な支援

伊豆の国市商工会と連携し、経営相談のワンストップ窓口の設置、専門家による相談対応が可能なサテライト相談窓口の設置、事業資金融資制度等による経営基盤強化の支援を継続します。また、物産展への出展や近隣市町と連携したイベント開催など、新たな販路拡大に向けた取組についても引き続き支援します。

④ 企業誘致の推進

市内への進出を希望する企業に対して、県との連携による用地情報や補助制度等を案内することで企業誘致に繋がります。



用語解説



M&A 「Merger(合併)and Acquisition(買収)」の略。企業の合併・買収のこと。

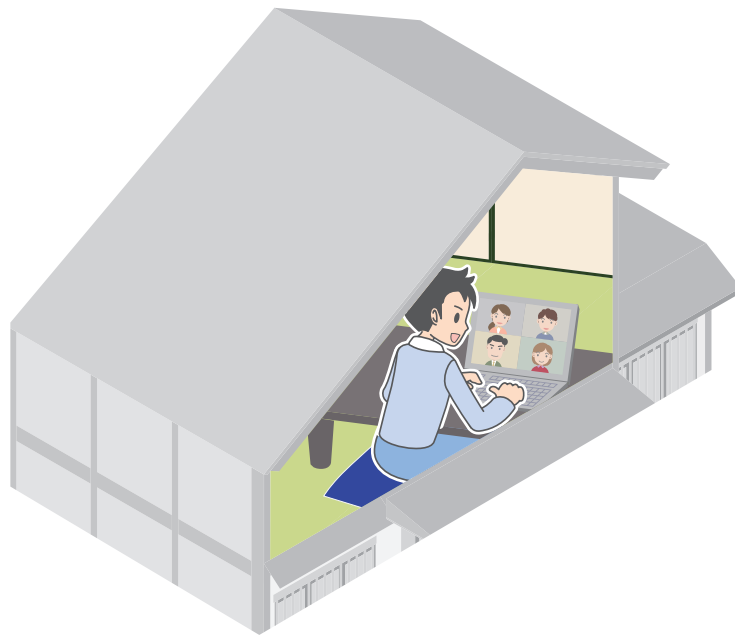
③ ウィズコロナ・ポストコロナに向けた支援

① 新たな働き方の推進

ウィズコロナ(※)・ポストコロナ(※)の中で模索されている新しい生活様式において、テレワークやワーケーションなど、多様化する働き方の導入を促進します。

② 経済再生に向けた支援

新型コロナウイルス感染症によって打撃を受けた本市経済の早期再生に向けて、事業者が行う感染防止対策の取組を支援しつつ、国や県と連携し個人消費を喚起します。



指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
市内総生産額	1,912億円	2,000億円	市内で産出された付加価値の年間推計総額

基準値／平成30年度実績値

用語解説



ウィズコロナ 新型コロナウイルスと共存しながら生活や経済活動を行う社会のこと。
ポストコロナ 世界的な新型コロナウイルス感染拡大を境に転換が起きた価値観や行動様式が定着した社会のこと。

政策の柱

2-2

関連するSDGs

2

気候を
ゼロに

8

働きがいも
経済成長も

9

産業と技術革新の
基盤をつくろう

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

魅力ある農業の振興

目指すまちのすがた

生き生きと楽しく働く農業者が増え、良好な農地が維持されています。スマート農業など次世代型農業の導入、農産物ブランドの確立、6次産業化など、これからの担い手からも魅力を感じるような新しい取組が展開されています。

現状と課題

- 農業者の高齢化を背景とした農業の後継者不足や鳥獣被害の増加などを背景として、農地の維持が難しくなることが増えています。
- 農業法人の参入やスマート農業を取り入れた農業生産など、新たな担い手参入や経営手法の導入が進みつつあります。
- イチゴやミニトマトなどの本市を代表する農業生産物をはじめ、市内で生産されている伊豆の国市ならではの農産物のブランド力を高めて、広く流通させていくことが必要です。

主要施策

① 新規就農者への支援

① 多方面にわたる新規就農支援

就農相談、農地の確保、機械・施設の導入支援、就農直後の経済的支援などにより新たな就農を支援します。また、県と連携し、新規就農者向けの農業研修を実施し、技術習得や経営ノウハウ獲得に向けた支援、就農後のフォローアップなどを行います。

② 農業の魅力の発信

農業に興味を持ち、やってみたいと思う人に向けて、自然と共生する働き方の素晴らしさや本市で営まれている農業の魅力について先輩農業者の声を直接聴くことができる機会を増やすなど、夢や誇りを持てる農業の魅力を発信します。



② 持続可能な営農環境の構築

① 市民に愛される農産物づくりの推進

イベント等を通じて市内農産物のおいしさや効能等を市内外へ発信するとともに、生産者の顔が見える取組を推進するなど、市民に愛される農産物づくりを進め、地域での消費を拡大します。また、生産者と消費者が情報を交わすことのできる機会や環境を充実させます。

② 継続できる営農体制の強化

農地の拡大、機械・施設の導入などの支援を継続するほか、自然災害等を受けても農業を継続していけるような新たな施策を検討します。また、農業法人による農地確保、経営拡大等について促進します。

③ 先進的な取組への支援

スマート農業(※)を取り入れようとする農業者等への支援や認定農業者制度を活用した支援、エコファーマー(※)の認定による経営拡大・経営改善支援を進めます。

④ 農福連携の充実

障がい者等が農業分野でも活躍することで自信や生きがいをもって社会参画できるよう、また担い手不足や高齢化が進む農業分野の新たな働き手を育成する取組として、農福連携を推進します。

用語解説



スマート農業 ロボット技術やICTを活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな試みを取り入れた農業のこと。

エコファーマー 平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(持続農業法)」に基づき、都道府県知事の認定を受けた農業者のこと。

3 優良農地の保全

① 農業基盤整備の推進

生産性が高く効率的な耕作ができる圃場としていくために、農地の集約に取り組むとともに、老朽化が進む水路や取水施設等の整備を進めます。

② 荒廃農地解消の促進

農地中間管理機構(※)による仲介等を支援し、効率の良い圃場集積と農地の荒廃防止を図ります。また、荒廃している農地の適切な管理について所有者への指導を行うとともに、新たな活用を促進します。

③ 鳥獣被害の防止

ニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣による農林山被害が増加していることから、対策講習会の開催や被害防止対策への支援、猟友会をはじめとする被害防止目的捕獲等により鳥獣被害の防止を進めます。



用語解説



農地中間管理機構 平成26年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」となる公的な機関のこと。

④ 新たなマーケット獲得に向けた取組促進

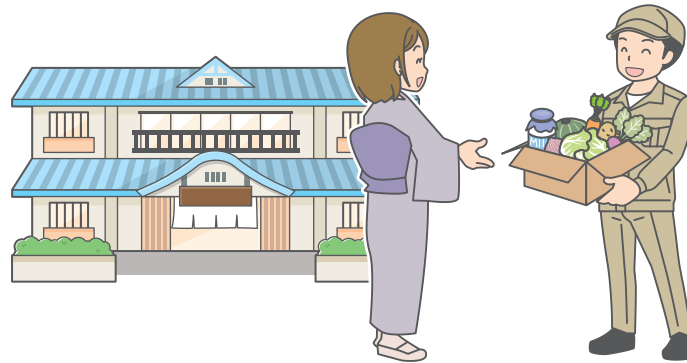
① 農産物ブランドの創設・振興

伊豆の国の特性と深く結びついている農産物のブランド化に向け、地理的表示(GI) (※)としていくための取組を進めるとともに、市内で生産されている農産物のブランド力の底上げに向けて多方面への働きかけを行います。また、6次産業化に取り組む農業者を支援します。



② 農商工等との連携強化

市内農産物の販路拡大を目指して、市内をはじめとする中小企業者と農業者がそれぞれに持つ経営資源を有効に活用して行う事業活動について、情報提供や各種制度を活用した支援を進めます。特に、市内中小企業及び農業者と旅館などの観光業との連携を深め、市外から本市の農産物を求め訪れる人が増えるような取組を推進します。



指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
市内農業生産額	47.6億円	50億円	市内で農業により生産された農産物及び加工農産物の年間推計総産出額

基準値／令和元年度推計値

用語解説



地理的表示(GI) 「Geographical Indication(地理的表示)」。品質や社会的評価など確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護する制度のこと。

まちづくりの
基本方針

3

伊豆の国市に 新しいひとの 流れをつくる (観光・交流)



【施策の大綱】

- 移住・定住の促進
- 観光推進体制の強化と交流人口の拡大
- 情報発信力の強化とおもてなしの充実

政策の柱

3-1

関連するSDGs

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

訪れたいくなる まちづくり

目指すまちのすがた

古き良き温泉場の魅力に加え、旬の観光やイベント情報が常に発信され、リピーターやファンを獲得しています。市民は地域に誇りを持ち、おもてなしを通じて来訪者との交流を図りながら、元気な地域コミュニティを形成しています。

現状と課題

- 本市は東京から100km圏内にあり、利便性に富んだ交通アクセスと豊かな自然や温泉は、日帰り観光、宿泊を伴う観光ともに適した環境となっています。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地方移住や二拠点居住、ワーケーション等への関心が高まる中、本市に関心を持つ移住相談数は増加傾向にあります。
- 近年の人口動態を見ると転出数が転入数を超過していることから、本市ならではの魅力を発信し、移住定住先として選択してもらえるよう、より効果的なシティプロモーションの取組が求められています。
- 新しい旅行形態に対応した環境整備や市民との協働による持続的な地域振興につながる取組が求められています。

主要施策

① 旬を活かした魅力の発信

① 魅力の効果的な情報発信

本市のブランドメッセージを明確にしたうえで、ターゲットに適した媒体による効果的な情報発信を行うとともに、複数の分野にまたがる観光情報を集約した一元的な情報発信を進めます。また、SNS(※)を利用した個人や団体等による市の魅力情報の拡散につなげるための勉強会を引き続き実施します。

② 大河ドラマを活用した魅力の発信

2022年大河ドラマ放送を機に、“北条一族ゆかりの地”という認識を市全体で共有し、にぎわい創出につなげるとともに、本市の持つ豊かな歴史・文化資産の魅力を全国に発信します。また、放送後は、ロケツーリズムや地域イベントの企画・実施等により、継続していくことができる振興策に取り組みます。



用語解説



SNS 「Social Networking Service」の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

2 観光基盤の整備

① デジタル技術を活用したおもてなしの推進

観光客が多く立ち寄る個所に多言語表記のデジタル観光案内板を整備し、来訪者に優しい観光案内を充実します。また、宿泊とサイクリングなどのスポーツ、宿泊と人間ドックなどの健康増進プランなど、宿泊と市の持つ観光や医療の強みを容易に利用できるシステムの構築を目指します。

② 安全安心な観光地としての認知向上

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む事業所を支援する「伊豆の国市安全安心宣言」の拡大、発信をすることで、安全安心な観光地として認知向上を図ります。

③ おもてなし意識の醸成

伊豆の国市観光協会や伊豆長岡温泉旅館協同組合等の市内観光関連団体との連携を深め、市全体が一体となった「おもてなしの伊豆の国」のまちづくりと観光満足度の向上を目指します。また、ボランティアガイドなどの市民活動を支援し、市民による「おもてなし意識」の醸成を図ります。

④ 温泉街の振興

将来にわたり安定した湯量の確保や安全な温泉環境整備の維持に向け、関係団体と協力し源泉の保全に努めます。また、温泉街のにぎわいを創出する活動団体等と連携・支援を行います。



③ 関係人口(※)の創出・拡大

① 移住・定住の促進

東京圏からの移住や二拠点居住の場所として選ばれるよう、東京圏へのプロモーションを一層強化します。また、新規就農者の多さや充実した医療体制などの本市の強みを発信し、若年世帯や子育て世帯の本市への移住を促進します。

② 交流人口の拡大

姉妹都市や友好都市、モンゴル国柔道連盟との関係を継続するとともに、英語圏の都市との友好交流関係の構築を目指します。加えて、文化やスポーツを通じた交流を深め、首都圏からの近さを活かして大学のスポーツ合宿などの誘致を推進します。また、川の駅や道の駅などの市内外の人が滞留する場を創出し、交流人口の拡大を図ります。



③ 市民交流団体等への支援

姉妹都市や友好都市との交流を図る市民団体など、市民が中心となって積極的に交流を図る団体等と連携するとともに、その活動を支援します。

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
観光交流客数	1,930千人	2,206千人	市内観光施設やイベント来場者数、旅館やホテルなどの宿泊者数の年間総数

基準値／令和元年度実績値

用語解説



関係人口 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

政策の柱

3-2

関連するSDGs



ふれ合っ、味わっ、 感じる観光の推進

目指すまちのすがた

温泉や自然景観、歴史・文化資産、多様なアウトドア、豊富な食材など、五感で楽しむ観光が推進されています。観光業者と市民が協力しながら新たな魅力を創り出す「観光まちづくり」が進められ、新しい観光まちづくりに取り組む人々も生まれています。

現状と課題

- 平安・鎌倉時代から続く古奈温泉と明治以降に開湯した長岡温泉を有する伊豆長岡温泉は、多くの観光客でにぎわっていましたが、近年の宿泊客数は減少しており、温泉街には廃業した旅館や空き店舗が点在しています。
- 平成27年に韮山反射炉が世界遺産に登録されたほか、令和4年に北条義時を主人公とした大河ドラマが放映されるなど、多くの歴史・文化資産の注目が高まっています。また、カヌーやSUP(※)、サイクリングといった多様なアクティビティも大きな強みになっています。
- 「ひと」も大切な地域資源であることから、主体的にまちと関わり活動する人材や団体を支援するとともに、観光事業者のみならず、市民とともに地域の新たな魅力を創出し、まちを元気にしていく取組が求められています。

主要施策

① 地域資源の活用

① アウトドア観光の推進

サイクリング、ノルディックウォーキング、カヌー、SUP、鮎釣り、ゴルフ、トレッキングなど、多様なアクティビティへの誘客と観光振興を図ります。また、これら自然資源を活かしたアウトドア観光を通年で味わうことができるよう、アクティビティ環境の整備に取り組みます。



② 歴史・文化資産の活用

明治日本の産業革命遺産の構成資産として世界遺産に登録された韮山反射炉をはじめ、江川家住宅、北条一族ゆかりの地などの歴史・文化資産を活用した観光まちづくりを推進します。

③ 農業体験観光の推進

いちご狩り、みかん狩り、茶摘みなど、農業体験観光の振興を図ります。また、既存の農業体験に加え「夜のいちご狩り」のようにニーズを的確に把握した新たな体験方法などを推進します。



④ 食を活かした観光の推進

本市の特産品を活かした食材や朝採り野菜の提供、パン祖ゆかりのパンをはじめ、本市が誇る食や食文化を観光資源としたツアーの提供などを模索します。

用語解説



SUP(サップ) 「Stand Up Paddleboard」の略。専用のボードに乗りパドルで漕ぎ進むウォータースポーツのこと。

2 広域観光の振興

① 広域サイクルツーリズムの推進

ライド&ライド伊豆狩野川の認定コース、サイクルボール(※)コース「伊豆いち」等の活用による、広域サイクルツーリズムの振興を図ります。



② 伊豆半島における広域観光の推進.....

伊豆半島における東西南北の交通の要衝という立地を活かし、半島内市町と連携を深め、一層の観光振興に努めます。また、“伊豆を一つに”を合言葉に設立された(一社)美しい伊豆創造センターや駿豆線沿線地域活性化協議会と連携し、伊豆半島全体の観光・産業振興を推進します。

③ 地域資源を活かした広域観光の推進

北条五代観光推進協議会や道の駅連絡協議会などの一員として、全国各地の市町との連携による観光振興を進めるとともに、本市の持つ地域資源を活かした新たな広域連携を模索します。

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
公共交通等を利用し市内を周遊した人数	12,315人	14,077人	市内周遊バス利用者及びレンタサイクル利用者の年間総数

基準値/令和元年度実績値



サイクルボール サイクリングアプリにより全国に散らばったサイクルボールを集めるゲーム。既定のコースを走破するとサイクルボールカードを入手できる。

まちづくりの
基本方針

4

歴史に学び、 未来を拓く 伊豆の国市 (歴史・文化・教育・研究)



【施策の大綱】

- 歴史・文化・芸術を生かしたひとづくり・まちづくりの推進
- 次代を拓く教育と研究の推進

政策の柱

4-1

関連するSDGs



歴史・文化・芸術を 活かすまちづくり

目指すまちのすがた

貴重な歴史・文化財が守られ、活かされていて、市民が誇りに感じています。誰もが気軽に文化芸術にふれ、参加することができ、まちが文化の薫りにあふれています。子どものころから郷土の歴史や文化に親しむことで、新たな伝統芸能の担い手が生まれています。

現状と課題

- 歴史・文化資産が豊かな本市において、その資産を継承していくことは、次世代の市民のために重要な責務といえます。
- 多くの市民が文化・芸術に親しむことができる環境が必要である一方で、市民一人ひとりのニーズが多様化しており、対応の柔軟性が必要となっています。
- 伝統文化に触れる機会が充分でないことや、伝統文化を担う人材の高齢化などにより、郷土に残る伝統文化の継承が課題となっています。

主要施策

1 歴史資産の保護

①文化財の保存・活用

未指定を含む各種文化財の調査・把握及び適切な保存に努めます。また、文化財の価値について報告書や企画展、講座等を通じて市民等に広く公開します。



②文化財・郷土資産の整備・活用

市内の文化財・郷土資産が有する歴史や価値を後世に伝えていくために、必要に応じて適切な整備を行います。また、より多くの人に関心を持ってもらうための展示や解説・体験のあり方について、関係機関と連携を図りつつ、より良い手法を模索し活用へとつなげます。

② 文化・芸術の振興

① 文化芸術鑑賞機会の創出

公共の文化施設を活用し、子どもから高齢者まで多くの市民が文化芸術に触れる機会を創るため、年間を通じてさまざまな分野の公演を開催します。また、アウトリーチ公演(※)を推進し、より多くの市民の参加機会を創出します。

② 伝統芸能の継承

郷土に伝わる三番叟やシャギリなどの伝統芸能の担い手となる人材や団体の育成を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。



③ 文化芸術活動の振興

市民文化祭をはじめ文化芸術活動を行う市民や団体の活動発表の機会や、文化芸術活動を始めのきっかけとなる機会の提供を図ります。また、市民団体の文化活動等への協賛や活動の紹介などにより、文化芸術活動に取り組む団体や個人を支援します。

用語解説



アウトリーチ公演 「outreach(外に手を伸ばすこと)」。普段、文化芸術鑑賞機会の少ない人のために、学校や福祉施設へ直接出向き公演を行うこと。

3 郷土資産を学ぶ機会の創出

① 郷土愛を育む環境の整備

多くの市民が自分のまちの歴史・文化資産をより身近に感じ、誇りを持つことができるよう、空き店舗や空き地、公共空間等を活用した市民ギャラリーや展示スペースを設置するなど、環境整備を推進します。

② 郷土学習の充実

郷土愛の醸成を高めるため、児童・生徒を対象とした学校教材の活用や史跡巡りなどにより、地域にある歴史・文化資産を活かした郷土学習に取り組みます。また、韮山反射炉検定の普及やジオ出前講座の実施、伝統芸能の発表などによる郷土の歴史・文化資産を学ぶ機会を創出します。



指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
文化財と触れる企画展等の開催回数	20回	20回	文化財関係企画展や講座等の年間開催回数

基準値／令和2年度実績値

政策の柱

4-2

関連するSDGs



未来を築く 教育の推進

目指すまちのすがた

すべての子どもが安心して、格差なく教育を受けることができる環境が整っています。学校・家庭・地域が連携し、ともに見守りながら、子どもの「生きる力」を育てています。外国語学習やICT(※)の導入、教職員の資質向上など、世界に羽ばたく人材を育てるための取組が進んでいます。

現状と課題

- 子どもの教育環境には、情報化社会の進展や家庭環境の変化などへの対応も求められていることから、関係機関の協力による対策が必要となっています。
- 学校と地域が連携した子どもの見守りや総合的な教育への必要性が高まっており、各組織や機関の連携が不可欠となっています。
- 学校で学んだことが、明日、そして将来につながるように、子どもの学びが進化し「生きる力」を育む教育が求められています。

主要施策

① 地域とともにある教育環境づくり

① 地域とともにある学校づくりの推進

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもたちの育ちを支える観点から、地域住民や団体等の参画による地域学校協働本部の体制づくりを進め、地域とともにある学校づくりを推進します。

② 支援ボランティア等の配置

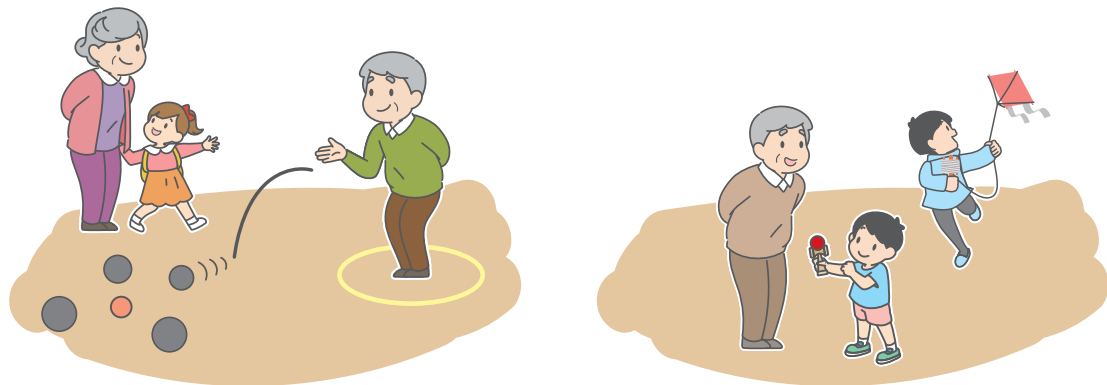
学校教育の幅広い場面や登下校時の見守りにおいて、地域や市全体で子どもたちを見守る意識の高揚を図り、学校支援ボランティアとの機能的かつ効果的な協働を継続します。

③ 世代間交流の推進

幼稚園や保育園、認定こども園におじいちゃん先生を配置し、幼少期における世代を超えた交流を図ります。また、中学生・高校生と園児の交流を図ることで、未成年期から地域の子どもたちと触れ合う機会の創出を推進します。

④ いじめ防止対策

社会規範と思いやりのある子どもを育む道德教育や人間関係づくりを通じて、いじめを未然に防ぐ学校体制の整備を進めます。また、保護者への情報モラルや子どもの見守りに関する啓発、スクールカウンセリング等による相談体制の充実を図ります。



用語解説



ICT 「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。

⑤安全で安心な通学路の確保

児童生徒が通う通学路の安全性について、地域とともに点検し倒壊のおそれのあるブロック塀など危険箇所等を確認するとともに、必要に応じて適宜、地域による見守り体制の構築や通学路の見直しを行い、児童生徒の安全な通学路の確保に努めます。また、遠距離通学者に対しての支援を継続するとともに、社会情勢に合った支援方法を検討します。

⑥教育相談体制の一元化

子どもの教育に関するさまざまな悩みや心配事に関する相談を、総合的に受け入れる体制の構築を図ります。また、地域福祉における包括的相談窓口との連携を強化し、多方面にわたる悩みの解消・軽減に努めます。



2 確かな学力を身に付ける教育環境の整備

① グローバル人材の育成

子どもたちが国際社会に触れる機会を増やすために、海外文化圏との交流を模索し、語学研修、文化、スポーツ等を通じた国際交流活動の充実を図ります。また、小学校・中学校ではALT(※)との交流を通じて国際理解を深め、英会話コミュニケーションの拡充、幼稚園・保育園・認定こども園では英語に触れる機会の創出を進めます。

② ICT環境を活用した教育の充実

GIGAスクール構想(※)により配備された1人1台の端末環境を活用して、情報モラル教育やICTを積極的に取り入れた教育課程を実践します。



用語解説



ALT 「Assistant Language Teacher」の略。外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。

GIGAスクール構想 2019年に開始された、児童・生徒1人に1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを整備する文部科学省の取組。「Global and Innovation Gateway for All(全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味する。

③ 充実した教職員体制の確保

ICT環境の導入など変化が著しい教育現場において、子どもたちへより質の高い教育が実践できるように、教職員への研修を充実させます。また、児童生徒一人ひとりに適した学びを保證できるように、充実した学習支援体制の確保に努めます。

④ 一人ひとりに合った教育支援

授業において児童生徒が習熟度に応じた学習ができるよう、学習生活支援員（※）の適切な配置を推進します。また、生まれ育った環境により受けることのできる教育に格差が生じないように、学校外における教育機会の確保に努めます。



用語解説



学習生活支援員 個別に支援が必要な児童を学習・生活面で支援する職員のこと。

3 生きる力を育む教育の充実

① キャリア教育の充実

働くことの意義や職業観を育むため、小学校・中学校の総合的な学習の授業を窓口としたキャリア教育を推進するほか、伊豆の国市商工会と連携し中学生を対象とした職業体験を継続します。



② 探求学習の充実

地域の自然や歴史、防災や福祉などをテーマとして、地元人材の活用や見学・体験を取り入れた探求型の学習を充実させます。また、学習の成果として、ジュニア防災士(※)の育成による地域防災への貢献を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
授業でICTを活用した習熟度別学習や協働学習などを積極的に実践した教員率	53.5%	70%	1人1台端末等のICTを積極的に活用した授業を実践した教員の割合

基準値／令和3年度実績値



(ふじのくに)ジュニア防災士 次世代の地域の防災リーダーを育成する目的で、2010年度に始まった県の養成講座のこと。小学生(4～6年生)、中学生、高校生を対象としている。

政策の柱

4-3

関連するSDGs



生涯学習の充実

目指すまちのすがた

人生において、誰でも、いつでも、いつからでも、学ぶことができる環境が整っています。スポーツや文化芸術活動を通して、生きがいや健康づくり、仲間づくりの輪が広がっています。社会参加をすることで、元気な高齢者が増えています。

現状と課題

- 変化する社会の中で、市民一人ひとりの中にある学びに対するニーズに応えていくことができる学習環境の整備が求められています。
- 図書館が市民に身近な学びと憩いの場となるように、図書館機能の維持・充実と活用に向けた工夫が求められています。
- 生涯学習の取組をライフステージごとに展開し、仲間づくりや学習成果の社会への還元へとつなげていくことが求められています。
- 地域の将来の担い手となる人材の育成や地域で生まれ育つ青少年の見守りが大切です。
- 東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技のレガシー（※）を活かした取組など、健康で充実した生活を送るためにも市民一人ひとりのスポーツ活動の推進が求められています。

主要施策

① 生涯学習の環境整備

① 学習環境の整備充実

あやめ会館、野外活動センター、くぬぎ会館などの社会教育施設の充実と維持管理を進めるほか、施設へ社会教育指導員などの専門職員の配置を目指すなど、生涯学習環境の整備・充実を図ります。また、施設の維持、管理、活用において指定管理者制度の導入を推進します。



② 図書館機能の充実

時代に合った図書館としていくため、電子図書館の調査・研究を推進するとともに、学校図書室や県立図書館をはじめとする他施設との連携、市民ニーズに応える図書資料の収集・提供により図書の充実を図ります。また、レファレンスサービス（※）の充実、図書ボランティアとの連携等によりサービスの向上を図ります。

用語解説



レガシー 「legacy (遺産)」。国際オリンピック委員会 (IOC) は、開催国に長期的・継続的な効果をもたらす「オリンピック・レガシー」という概念を提唱しており、その分野は、スポーツ、社会、環境、都市、経済など多岐にわたる。
レファレンスサービス 「reference (参照)」。図書館の資料やデータベースなどを使って、利用者の調べものや資料・情報を探す手伝いをするサービスのこと。

② 世代別の生涯学習の推進

① 幼少期から学童期までの生涯学習.....

ブックスタート(※)や読み聞かせ講座などを通じて、子どもの感受性等を培う取組を推進します。また、将来を担う人づくりを目指した「あいキッズ」の開催や、中高生の社会参加ボランティアなどを通じて、成人に至るまでの人格形成期における取組を推進します。

② 成人期の生涯学習.....

きっかけ作り塾や公民館講座等を通じて、市民の多様な学習ニーズに応えるとともに自らが学ぶ意識を醸成します。また、市民自らが講師となることで「教える」という生きがいへとつながる機会を創出します。

③ シニア期の生涯学習.....

高齢者学級の充実やシニアクラブの支援を推進するほか、高齢者の持つ技術と経験を地域や学校で活かす取組を推進することにより、シニア期の学びを支援します。



用語解説



ブックスタート 0歳児健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動のこと。

③ 地域における生涯学習の推進

① 地域リーダーの育成

生涯学習に関して地域に潜在している人材や中高生を育成・支援するとともに、各団体とのネットワーク構築を促進することで、地域の生涯学習環境の広がりを図ります。また、専門職員の配置により地域における生涯学習の指導強化を推進します。

② 家庭教育の支援

子育ての孤立化を防ぎ親子の絆を深めていくため、育児中の親を対象とした家庭教育に関する学習の充実やコミュニティづくり、専門職員の配置と幼稚園・保育園・認定こども園との連携による支援体制の充実に取り組みます。また、子どもを持つ親の学びを支援するため、講座等を開催する時に託児を行うなど支援の充実を図ります。

③ 青少年の健全育成

あいさつ運動などを通じて地域での見守りを継続していくほか、家庭、学校、地域、行政の連携体制の整備により、情報化社会の進展や就業形態の多様化などの時代に対応した青少年健全育成を推進します。

④ 生涯スポーツの推進

① スポーツ参加層の拡大

ノルディックウォーキングなど誰もが気軽に楽しむことができるスポーツ教室や、各種スポーツ大会を開催することで、スポーツに参加する市民の拡大を図ります。また、本市のスポーツ振興に向けた取組を体系的にとりまとめ、福祉や教育分野における取組においてスポーツ協会との連携を図るなど、市民力の活用を推進します。

② スポーツを通じた生きがいの充実

体力増進、健康寿命の延伸のみならず、コミュニティの場として、また、青少年の健全育成の場としてのスポーツの特性を活かし、市民の生きがいや仲間づくりを推進します。

③ スポーツ団体等への支援

地域で活動するスポーツ団体等に対して、各団体が活動しやすい環境としていくための支援や指導者の育成支援を行います。

④ オリ・パラレガシーの活用

東京オリンピック・パラリンピック自転車競技のレガシーを活かしたサイクルスポーツの聖地を目指して、e-バイクの活用、シェアサイクル・バイシクルピットのほか、かわまちオフロードコースの整備などを進めます。また、モンゴル国柔道連盟と引き続き交流を重ねていきます。



指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
講座等の定員数に対する参加率	66%	75%	市が主催する生涯学習講座やスポーツイベント等における定員数に対する参加者の平均割合

基準値／平成30年度から令和2年度までの3か年平均

まちづくりの
基本方針

5

子育ても 人生も楽しい 伊豆の国市 (健康・福祉)



【施策の大綱】

- 結婚・出産の支援
- 子育て環境の充実
- 健康長寿を目指すまちづくりの推進
- 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現

政策の柱

5-1

関連するSDGs



子育て支援の充実

目指すまちのすがた

妊娠・出産から子どもが成人するまで、切れ目のない支援が行われ、安心して子育てをすることができています。地域や教育機関が連携し、子育て家庭が孤立することを防いでいます。保育所や認定こども園、放課後児童教室を利用しながら働くことができる環境も整っています。

現状と課題

- 未婚化、晩婚化を要因として少子化が急速に進んでいます。また、核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化など、子育てを取り巻く環境も大きく変化しています。
- 子育てをしながら仕事や自己実現を追求することができる「子育ても人生も楽しい」を実現するための環境づくりが求められています。
- 保護者が悩みを抱えたまま孤立し、誰にも頼ることができないといった状況に陥らないためにも、地域ぐるみで子育てを支援していく必要があります。

主要施策

① 切れ目のない育児支援

① ライフステージに沿った継続支援

妊娠・出産時からの保健師・栄養士による相談・指導やパパママ学級の開催、出産後の乳児訪問や産後ケアなど、ライフステージに沿った切れ目のない支援を継続します。また、妊娠・出産を希望する家庭が悩みを相談できる機会の充実を図るとともに、不妊及び不育治療にかかる経済的負担を軽減していきます。

② 子育て情報発信の一元化

健診・検診のお知らせや子育て支援センターの情報、入園案内など行政からの子育てに関係する情報について「いずのくに子育てモバイル」等を活用して一元化し、子育て情報を必要とする世帯に向け発信します。また、SNS等を活用し、子育て世帯からの声を市政に活かす対話型の仕組みづくりを進めます。

③ 充実した子ども医療支援の継続

高校卒業までの医療費無料を継続するとともに、任意予防接種にかかる費用のうちの一部を助成します。また、歯と口腔の健康づくりを目的に、幼児から中学生までの切れ目のないフッ素塗布・洗口を継続します。



② 働くと子育てを両立できる環境の整備

① 安心して預けることができる環境の整備

新たに公立認定こども園を整備し、保育の受け皿の拡充に努めます。また、保護者との情報共有や情報伝達を円滑にするとともに、保育士の負担軽減を図るため園業務のICT化を推進し、保育の質の向上を目指します。



② 利用しやすい放課後児童教室に向けた見直し

各小学校にある既存の放課後児童教室を維持するとともに、待機児童が発生しないよう努めます。また、対象児童の拡大や開所時間などニーズの把握に努め、必要に応じて見直しを行います。

③ 地域子育て環境の充実

① 子育て支援サービスの充実

ファミリーサポート事業、病児保育事業、公立幼稚園での預かり保育、私立園が実施する延長保育への支援を継続するとともに、時代に合った新たな支援についても検討します。

② 地域子育て支援センター等の充実

地域子育て支援センターや市民交流センターこども広場など、未就学児の遊び場や保護者同士の情報交換の場を提供するとともに、各種講座や行事を開催します。また、子どもを遊ばせながら交流や情報交換のできる場や、気軽に子育てに関する悩みを相談できる機会の充実を図ります。



③ 教育機関との連携・情報共有

子どもや子育て家庭に関する情報提供・連絡調整を図り、庁内関係部署や関係組織の連携による支援を行います。

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
子育てモバイルの登録率	57.4%	100%	未就学児の保護者における子育てモバイル登録者の割合

基準値／令和2年度実績値

政策の柱

5-2

関連するSDGs

2

食料を
ゼロに

3

すべての人に
健康と福祉を

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

健康づくりの推進

目指すまちのすがた

人生100年時代を健康で幸せに生きるために、市民一人ひとりが自分自身のからだと向き合っています。子どもころから、安全で安心な食と、健康に望ましい食生活に関する知識を得るための食育が推進されています。

現状と課題

- 超高齢社会において、医療・介護費や年金など社会保障支出の増大が問題となっています。
- 市民がより豊かな人生を送るため、厚生労働省が「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義している健康寿命の延伸が望まれています。
- 食から健康を考える取組を充実し、子どもころからの食育の重要性を啓発することで健康の増進と疾病の予防を目指すとともに、安全で安心な地域の食材の積極的な活用が求められています。

主要施策

1 健康寿命の延伸

① ウェルネスマネジメントの推進

「いずのくに健康マイレージ事業」の周知や「ふじのくに健康いきいきカード」協力店への参加を促進し、健康意識を高めることで市民の健康づくりを推進します。



② 特定健診受診率の向上

特定健診の受診を促進するとともに適切な生活指導を行い、自らの意思による食や運動に対する健康行動の実践を支援することで、生活習慣病の予防を図ります。

③ がん検診受診率の向上

がんの早期発見・早期治療に向けて検診ガイドを見直すなど、よりわかりやすく受けやすい検診を目指します。また、企業等との連携により、特典配布や啓発活動を実施します。



④ 8020運動の推進

若い世代から8020運動(※)の推進を図り、自分の歯でおいしく食事ができる歯と口腔の健康づくりを促進します。また、歯と口腔の健康づくり推進委員会と連携し、歯の健康について普及・啓発します。



⑤ 特定保健指導の実施

医師・保健師・管理栄養士などのサポートを受けながら生活習慣改善のためのプログラムを実施することで、メタボリックシンドローム(※)の改善や健康づくりを促進します。

用語解説



8020運動(ハチマルニイマル) 1989年より厚生省(当時)と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動のこと。

メタボリックシンドローム 内臓脂肪の蓄積に加えて、血圧、血糖、血清脂質のうち2つ以上が基準値から外れている状態のこと。

2 食育の推進

① 栄養教育等の充実

望ましい食生活による生活習慣病や介護の予防について、調理方法等の知識の普及と食に関する啓発を行います。また、幼少期から食に対する正しい知識の習得を目指し、幼稚園・保育園・認定こども園、学校等における農業・料理体験等を通じて栄養教育の充実を図ります。

② 地産地消の推進

地域で生産されたものを地域で消費する地産地消を推進し、安全で安心な食や食を通じた健康づくりの意識の醸成を図ります。学校給食において、地域で生産された食材を使用したふるさと給食や野菜のメニューの提供を推進するとともに、郷土教育の一環として、「国清汁」などの食文化について学ぶ機会を創出します。



指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
生活習慣病による死亡率	645.7人	645.7人*	人口10万人あたりの脳血管疾患及び悪性新生物、心疾患による年間死亡者の割合

基準値／令和元年実績値

*過去の推移によると、生活習慣病による死亡率は年々上昇傾向にあるため、上昇抑制を目指し基準値と同値を設定。

政策の柱

5-3

関連するSDGs



高齢者福祉の推進

目指すまちのすがた

フレイル予防(※)の3つの柱である栄養・運動・社会参加に取り組み、元気に過ごす高齢者が増えています。認知症の人やその家族を、地域で見守り、助け合う仕組みが整っています。高齢者が、長年住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためのサービスも充実しています。

現状と課題

- 人生100年時代において、高齢になっても社会的役割や生きがいを持ち続け、その人らしい幸せな生き方ができる社会が求められています。認知症になった時や介護が必要となった時でも、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を送ることができるように、高齢者の自主性を尊重した自立支援の取組が必要です。
- 介護が家族に与える経済的、精神的、身体的、社会的な負担は大きな問題となっています。
- 一人ひとりに合った支援を、着実に実現していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、高齢者が自宅から外出する機会が減少し、認知機能や身体機能が低下してフレイルに陥ることが懸念されます。

主要施策

① フレイル予防・介護予防

① フレイル予防の推進

体操教室等による65歳からの介護予防事業などを実施し、運動や生活習慣を見直すことで、要介護状態になることを予防するとともに、高齢者の自立や介護予防を目的とした市民活動団体が行う活動を支援します。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により外出が困難な場合でもフレイル予防が継続できるよう、お便りの送付やFMラジオ放送、SNSを活用した啓発を充実します。



② 認知症施策の推進

医療・介護・地域をつなぐ人材である認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族への相談、アドバイスを行います。また、認知症が疑われる人については、認知症初期集中支援チームにより包括的・集中的なサポートを行います。



用語解説



フレイル予防 より早期からの介護予防のこと。フレイルは、加齢により心身が老い衰えた状態で、健康と要介護状態の中間的な段階を指す。

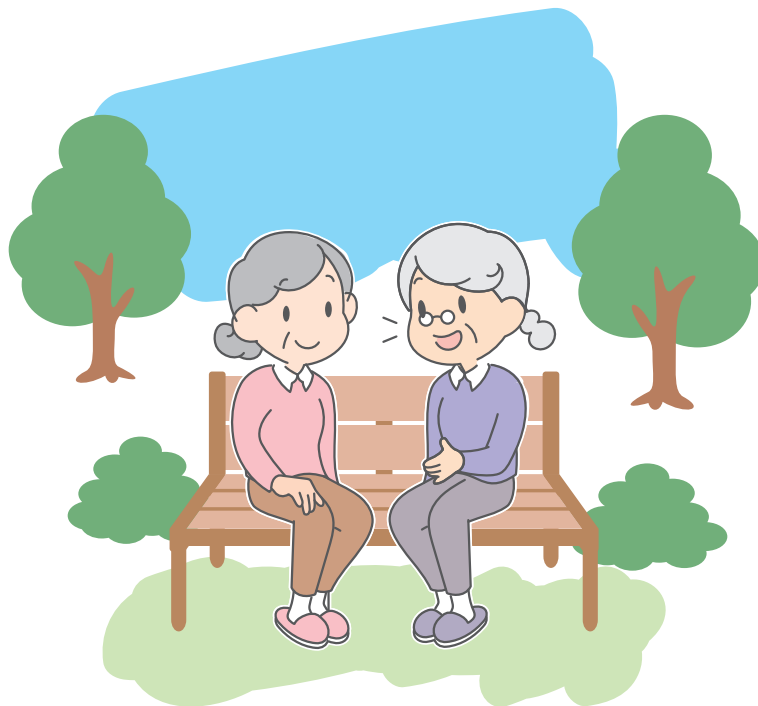
② 在宅高齢者への支援

① 在宅高齢者福祉サービスの充実

高齢者が、長年住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、配食サービスや日常生活の支援等、さまざまな在宅福祉サービスを提供します。

② 生きがい・居場所づくり

高齢者の社会参加を促すため、外出支援の充実を図りながら、シルバー人材センター活動や地域でのサロン活動(※)、認知症カフェ(※)の開催等を支援するとともに、高齢者福祉施設等を活用した健康づくり等の活動に取り組みます。また、関係機関と連携し、居場所の支援やベンチプロジェクトの促進等を行います。



用語解説



サロン活動 高齢者の見守りや閉じこもりの防止、仲間づくりや社会参加促進を目的に、高齢者や地域の人が気軽に集まり、体操やレクリエーションなどを行う活動のこと。

認知症カフェ 認知症の人やその家族が、地域で安心した生活を送ることができる環境の整備や認知症の人の家族への支援を目的に、認知症専門員や地域住民と気軽に集い、出会い、交流し、または情報交換することができる場のこと。

③ 持続可能な介護サービスの推進

① 介護人材の確保

質の高い介護・福祉サービス提供のために、介護についての理解と認識を深めてもらうとともに、介護人材確保のために関係機関との連携強化を図ります。



② 介護給付の適正化

介護給付を必要とする人を適切に認定し、対象となる人が真に必要なサービスを事業者が適切に提供するよう促進します。

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
要介護認定率	15.6%	17.1%以下	第1号被保険者数のうち要支援及び要介護認定者数の割合

基準値／令和2年度実績値

政策の柱

5-4

関連するSDGs

3

すべての人に健康と福祉を

8

働きがいも経済成長も

10

人や国の不平等をなくそう

17

パートナーシップで目標を達成しよう

障がい者福祉の推進

目指すまちのすがた

すべての人々の相互理解が進み、「心のバリアフリー」の考え方が浸透しています。障がいのある人の介護や自立生活への支援の充実により、誰もが安心して笑顔で過ごすことができる社会になっています。

現状と課題

- 障がいのある人もない人も、地域社会の一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加し、地域で安心して生活を続けることができるまちづくりが求められています。
- 多種多様な価値観やライフスタイルを許容し、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めるためにコミュニケーションをとり、互いに支え合う「心のバリアフリー」の考えが浸透している社会としていくことが必要です。

主要施策

① 障害福祉サービス等の充実

① 介護支援の充実

障がいのある人に、居宅介護、生活介護、短期入所など障がいの状態に応じたサービスを提供します。また、介護を行う家族へのサポートを行います。

② 自立生活支援等の充実

障がいのある人が自立した生活ができるように、障がいの状況やニーズに対応した訓練の機会として自立訓練や就労支援等を提供します。



③子どもの発達・自立支援の充実

児童発達支援により、障がいのある未就学児に日常生活に必要な動作や知識の指導、集団生活に必要な適応訓練を行います。また、放課後等デイサービスにより、放課後や夏休みなどの長期休暇中に障がいのある児童に生活能力向上のための訓練や地域社会との交流促進等を行います。



2 障がいに対する理解促進と意識啓発

①心のバリアフリーの推進

相互に理解・協力できるまちづくりを目指し、心のバリアフリーの周知、啓発を図ります。障がいに対する地域の理解を深め、障がい者が地域の一員として、生き生きと生活していくために、地域住民との交流を促進します。

②巡回相談支援員の派遣

発達障がい等に関する知識を有する専門員を、小・中学校、幼稚園・保育園のほか子どもやその親が集まる施設等へ派遣し、教員や施設の支援担当職員、保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行います。

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
就労支援サービスの利用見込みに対する達成率	88.7%	100%	市が提供する各就労支援サービスに設定した利用者数見込みに対する利用者数

基準値／令和2年度実績値

政策の柱

5-5

関連するSDGs



地域福祉体制の充実

目指すまちのすがた

介護、障がい、子育ての悩み、虐待、DV、生活困窮など、家庭内の問題を抱え込まずに、相談できる窓口や支援が充実しています。地域における見守り、助け合い、支え合う「地域共生社会」が実現しています。

現状と課題

- 近年の核家族化や地域コミュニティの希薄化等により、同居の家族、親族や友人、地域の人など、悩みを相談できる人や相談する機会が少なくなっています。
- 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するために、断らない相談支援と誰一人取り残さない包括的な支援体制が求められています。そのため、支援対象者と行政、関係機関等との信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行うことが必要となっています。
- 家族や地域社会の変容により、さまざまな生きづらさを抱える人が増えています。お互いの違いや多様性を認め合う社会は、すべての人にとって生きやすい社会です。そのため、誰もが安心して生活ができるような地域づくりが必要となっています。
- 少子高齢化の進行に伴い、多様化する福祉ニーズに公的サービスのみで対応することに限界が生じています。そのため、自助・共助・公助の中でも、地域の助け合いによる「共助」による仕組みが重要となっています。
- 病気や障がい、経済的困窮など、さまざまな事情から福祉サービスを利用しなければならぬ状態になっても、住み慣れた地域で暮らしていけるような「地域共生社会」の実現が望まれています。

主要施策

① 包括的な相談支援体制の強化

① 相談窓口の充実

介護を必要とする高齢者や障がいのある人またはその家族への支援、子育ての相談、虐待、DVなどのさまざまな問題をはじめ、近年増加傾向にある8050問題（※）やダブルケア（※）、ヤングケアラー（※）など分野・属性別の枠組みでは解決困難な問題について、一つの窓口で対応することで包括的な支援を行います。

② 地域包括支援センターの充実

介護予防に関するマネジメントをはじめ、高齢者やその家族への総合的な支援を行うとともに、関係機関とのネットワークづくりを推進します。



③ 暮らしの相談窓口の充実

自立相談支援事業や家計相談支援事業の周知を図り、相談支援による伴走型・寄り添い型の支援を行います。

④ 生活困窮世帯への支援強化

生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、自立相談や支援計画の作成等の支援を通じて自立の促進を図ります。また、家庭の経済的な事情によって、子どもの健全な成長や自立が妨げられる、いわゆる子どもの貧困に対し、学習面など多面的な支援を強化します。

用語解説



8050問題 80代の親が50代の子どもの生活を支える状況を表したものの。2010年代以降の日本に発生している高齢者の引きこもりに関する社会問題のこと。

ダブルケア 広義では家族や親族等、親密な関係における複数のケア関係、そこにおける複合的課題のこと。狭義では、育児と介護の同時進行の状況をいう。

ヤングケアラー 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

② 見守り体制の確立

① 地区における見守り活動の促進

地区における独居高齢者の安否確認や登下校時の子どもの見守り活動を促進します。また、市と民間事業者等の連携により異変の早期発見を目指す「伊豆の国市安全安心見守りネットワーク」への事業者の積極的な協力を促進します。

② 民生委員・児童委員活動への支援

地域と連携し民生委員・児童委員が行う地域福祉活動について、ニーズに合った研修機会の提供や活動上の悩みに対する相談の実施等を通じて活動への支援に努めます。

③ 自殺防止対策の推進

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげるゲートキーパー研修の実施をはじめ、自殺対策行動計画を推進していきます。

④ 地域で支え合う体制づくりの強化

人知れず悩んでいる人やひとり親でつらい思いをしている人など、自ら相談に行くことができない人への支援に向け、地域で気軽に相談したり頼みごとができたりする「お互いさま」の地域体制の構築を目指します。

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
地域福祉団体の加入者数	835人	879人	市民等で構成する福祉関係団体に加入している人数

基準値／令和3年度実績値

まちづくりの
基本方針

6

安全で安心な 伊豆の国市の まちづくり (都市基盤・生活環境)



【施策の大綱】

- 災害を見越した防災・減災のまちづくりと安全・安心なまちづくりの推進
- 持続可能なまちづくりの推進

政策の柱

6-1

関連するSDG s



自助・共助・公助による 防災の強化

目指すまちのすがた

地域防災力の向上に向けて、防災訓練や防災学習、ハザードマップの周知徹底など、一人ひとりの防災意識を高める活動が活発です。近隣市町や関係団体との連携・協力のもと、有事の際の危機管理体制が強化されており、自然災害に対するインフラ整備や体制強化もなされています。

現状と課題

- 東日本大震災から10年以上が経過し、また2019年に発生した東日本台風(台風第19号)による被害を受け、市民一人ひとりの災害に対する備えや意識も徐々に変化しています。自分の身は自分で守る「自助」、地域で互いに助け合う「共助」について、正しい知識に基づいて、身の回りや地域の実情を改めて見つめなおし、それぞれを強化していく必要があります。
- 地域コミュニティの希薄化などにより、防災訓練に限られた参加者で実施されています。地域の防災力を発揮するためには、一人ひとりの防災意識を高めて、より多くの地域住民に訓練への参加を促していくとともに、地域のこれからを担う人材の確保が必要です。
- 地域の防災力を維持するためには、防災に向けた個人や企業の協力が必要となっています。
- 災害弱者への対応として、地域内で災害時の避難において支援が必要な人(要避難支援者)の情報共有が求められています。
- 防災力強化のため、周辺市町との協力や地元消防団活動の維持のほか、消防設備の維持が求められています。
- 発生が想定されている南海トラフ巨大地震のほか、気候変動による水災害リスクの増大などにおいて、市民の生命と財産を守るための危機管理体制の取組を行政、市民、企業等が総力を挙げて進めていく必要があります。
- 危機管理体制を強化していくためには、多くの市民の協力と、他都市との協力連携、正確な情報の迅速な把握などが求められています。
- 地震や水害からの被害を想定し、安全な地域基盤を築くための事前防災対策を進めていく必要があります。

主要施策

① 自助防災の強化

① 防災意識の醸成

防災に関する講演会や展示、小中学校における防災教育、防災士講座の受講支援、災害リスクを自分で知るためのハザードマップの配布等により、防災意識の醸成を推進します。



② 自主防災対策への支援

TOKAI-0の取組や家庭内家具固定等について支援するほか、各世帯における防災用品の備蓄を促進します。

② 共助による防災体制の確立

① 防災訓練の実施

自主防災会の運営支援を継続するとともに、同会と連携し、多くの地域住民に防災訓練への参加を呼びかけて実施します。訓練では、防災の基礎知識を学ぶ講座のほか、DIG(※)やHUG(※)等の演習を導入するなど、より実践的な研修を実施し、災害時に活躍できる人材の育成を図ります。

② 要避難支援者への対応

要避難支援者について、自治会との協力による避難者台帳の更新と適切な管理・情報共有に取り組みます。また、台帳の情報に基づいた個別避難計画の作成を支援します。

③ 持続可能な消防団活動の推進

消防団員の確保、詰所や機材の維持管理を支援するほか、平日昼間の災害時において活動できる機能別団員の確保に向け、新たな取組を検討します。

④ 災害時における民間事業所との協力

これまでに締結している民間事業者との災害協定を継続していくほか、新たな企業との協定締結を進め、災害時の協力体制を強化します。

用語解説



DIG 「Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)」の略。参加者が地図を使って防災対策を検討する図上訓練のこと。
HUG 「Hinanzyo(避難所)、Unei(運営)、Game(ゲーム)」の略。参加者が避難所の平面図を使って避難所運営を検討する図上訓練のこと。

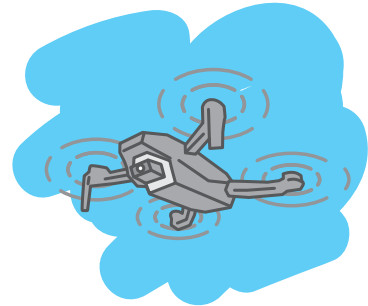
③ 危機管理体制の充実

① 広域連携の強化

4市3町による駿東伊豆消防組合との連携や駿豆線沿線地域活性化協議会(防災部会)による防災体制の強化、災害時における物資、人員の協力体制に向けた県外都市との協定を継続するほか、他自治体の災害時には職員派遣による支援を行います。

② 緊急時の情報収集体制の強化

県、周辺市町、国、防災関係機関を結ぶ緊急連絡網(ホットライン)の実用について強化します。災害時には、安全を確保した上で、ドローンを活用した災害実態の早期把握を図り、迅速な対応に努めます。また、SNS等を通じて市民からの情報を効果的に収集する方法を構築します。



③ 多様な情報発信方法の確保

地形の特性や気候、情報を受ける年代等に合わせ、既存の同報無線や市ホームページ、Email配信、LINE、FMラジオ放送など、さまざまな方法により災害時における市民への情報伝達手段を確保します。

④ 防災ボランティアの育成と協働

防災研修の受講を支援して「伊豆の国市防災指導員」の育成を図り、防災活動の普及や災害時の受け入れ体制の構築などにおいて協働していきます。

④ 自然災害対策の強化

① 治水対策の強化

国や県、流域市町と連携し、河川氾濫の防止・軽減を目的とした河道拡幅、河道堀削、堤防整備や、内水被害軽減を目的とした既存排水機場の適切な維持管理、貯留機能の向上などを推進します。



② 土砂災害対策の強化

土砂災害による犠牲者ゼロを目指し、災害対応力の向上・充実のための総合的な土砂災害対策を実施します。土石流対策及び急傾斜地崩壊対策事業について、緊急性の高い砂防関係施設を優先的に整備します。

③防災インフラの整備

災害時に必要となる避難場所、避難施設、ヘリポートなどの施設について、適切な整備・維持管理を行います。

④ライフライン確保等の支援

災害時において、避難所の運営、ライフラインの確保及び医療体制の確保について、関係機関と協力した支援を行います。



指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
急傾斜地崩壊対策整備率	84.8%	95%	市内で急傾斜地崩壊危険区域に指定をされている箇所における急傾斜地崩壊対策を実施し完了している個所の割合

基準値／令和3年度実績値

政策の柱

6-2

関連するSDGs

3



8



9



17



安心できる医療体制の 整備・充実

目指すまちのすがた

日ごろから健康について相談できるかかりつけ医などの体制や、在宅医療に対する支援が充実しています。いざという時の緊急医療体制も整備されており、市民の生命が守られています。感染症の拡大時にパニックにならないよう、防疫備品や情報発信体制など、備えが十分にできています。

現状と課題

- 市民一人ひとりが安心して相談できるような医療体制の構築が求められています。
- 休日・夜間における救急医療体制の充実が求められています。
- 感染症に対して、検査体制の構築や県（保健所）、医療機関、医師会との連携による医療体制の整備・充実が必要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、感染症対策の備えを万全にしておくことはもとより、国や県、市の発生状況や対処方針、具体的な取組などの情報について、市民が必要としている最新情報を提供できる体制が求められています。

主要施策

① 身近な医療体制の整備・充実

① かかりつけ医のある環境づくりの推進

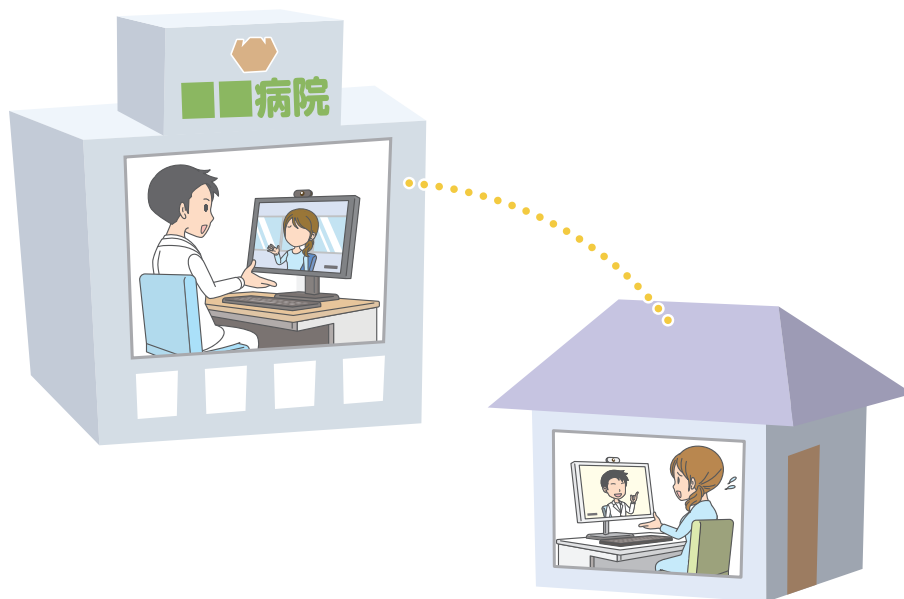
市民の一人ひとりが健康について何でも相談できる「かかりつけ医」を身近な場所で持つことができる環境づくりを進めます。

② 在宅医療体制の充実

市民一人ひとりの状況に応じた保健医療が在宅でも受けられるよう、多職種連携による支援体制を推進します。

③ 救急医療体制の支援

事故や急病等の緊急時においても受け入れ可能な公的病院等を支援します。また、田方医師会や近隣市町と連携して、休日・夜間における救急医療体制の充実を図り、市民の生命と健康を守ります。



② 感染症への対応力の強化

① 感染症防止体制の構築

県や近隣市町との情報共有、医療機関や田方医師会などの関係団体との連携により、感染症防止体制を構築していきます。

② 防疫備品の充実

手指消毒剤・マスク・防護服等の備蓄管理、避難所における感染症対策用品の準備により防疫備品を充実します。

③ 正確な情報発信

市内及び国・県等における感染症に関する正確な情報について、市ホームページ、LINE、同報無線などを利用して、市民が必要としている情報を迅速かつ正確に市民に伝達します。また、感染症の流行期には、市民に対しマスクの着用や手洗いの励行、人混みを避ける等の基本的な対策を実践するよう促します。

④ 経済・労働等の相談・支援

感染症拡大に伴う経済や労働等に関する相談に対して、多角的に対応できる相談窓口を設けて対処するほか、本市の経済や労働の特性に配慮した独自の方法による支援を検討します。

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
救急医療対応 病院数	2 施設	2 施設*	市内における24時間対応可能な 救急医療病院数

基準値／令和3年度実績値

*全国的な医師不足が進行する中、現在の医療体制の保持を目指し基準値と同値を設定。

政策の柱

6-3

関連するSDGs



生活安全対策の推進

目指すまちのすがた

子どもや高齢者をはじめ市民一人ひとりの交通安全意識が高まっています。地域ぐるみの防犯対策が進められていて、登下校時の見守りや不審者の通報システムが確立しています。犯罪に巻き込まれた時の相談窓口の周知もなされています。

現状と課題

- 市内の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者が関係している事故の割合が4割以上を占めているため、高齢者の交通事故を減らすための対策が必要です。
- 交通安全を見守る交通指導員の高齢化が進むなか、新たな人材の育成や地域と連携した身近な交通活動を進めることが求められています。
- 市内で発生した刑法犯の認知件数は、増加していないものの毎年発生しており、市民生活を脅かしています。特に、高齢者を狙った詐欺やインターネットを利用した犯罪など、新たな手口への対応に対して取組を続ける必要があります。
- 人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化などを背景として、全国的に空家が増えており、安全性の低下などさまざまな問題を生じさせています。市内の空家についても同様な状況にあり、市民の生活環境に深刻な影響を与えるものについては適切な対処が必要となっています。

主要施策

① 交通安全の推進

①交通安全意識の高揚

交通安全意識を高めるため、交通安全指導員との連携による啓発活動の実施や、交通指導員の新たな担い手の掘り起こしや育成などに取り組みます。



②高齢者への啓発強化

増加している高齢者の交通事故を減らすため運転免許証返納を促進するほか、民間と協力した講習会の実施などを推進します。

③地域と連携した交通安全施策

地域や関係機関との連携により、カーブミラーや区画線など交通安全施設の整備・維持管理に努めるとともに、交通安全街頭指導等を実施します。

② 防犯対策の推進

① 防犯対策の強化

犯罪に強い地域を目指し「伊豆の国市青色防犯パトロール隊」の活動強化に取り組むとともに、地域と連携し通学路の防犯対策や防犯啓発活動の実施、防犯カメラ設置に向けた補助制度を検討します。また、関係機関との連携を強化し、犯罪被害者等の支援を推進します。



② 防犯灯の整備・維持管理

道路歩行中の事故や犯罪を未然に防止するため、照度が不足する危険な箇所へLED防犯灯の新設を行うほか、球切れ等の不良な灯具の交換などによる維持管理を継続します。

③ 危険な空家への対処

防犯上危険な空家や、伊豆の国市空家等対策推進協議会が認定した崩壊等の危険のある特定空家の所有者に対して、状況の改善に向けた適切な措置を講じます。

③ 安全な消費生活の推進

① 消費者意識の啓発

すべての世代（市民）を対象として、日常の消費生活の中で“だまされない”ための教育・啓発の取組を推進します。特に、成年年齢の引き下げによる消費者トラブルを防止するため、県と連携し若年層への消費者教育を強化します。



② 消費者相談の充実

伊豆の国市消費生活センターの周知を図るとともに、相談体制の充実と相談しやすい環境づくりを推進します。

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
交通事故による人身事故発生年間件数	306.6件	250件以下	市内で発生した交通事故による人身事故の年間件数（目標値は、後期基本計画における年間平均件数）

基準値／平成28年から令和2年までの年平均

政策の柱

6-4

関連するSDGs

2 気候変動をゼロに



6 安全な水とトイレを世界中に

8 働きがいも経済成長も

9 産業と雇用創出の革新をつくる

11 住み続けられるまちづくりを

15 陸の豊かさも守ろう

17 パートナリシップで目標を達成しよう

効果的な都市機能の推進

目指すまちのすがた

快適な暮らしのためのインフラ整備が進んでいます。適正な土地利用が行われ、良好な居住環境と豊かな自然が守られています。地球にやさしく利用しやすい公共交通が整備され、誰もが気軽に外出できる環境が整っています。

現状と課題

- 市内には整備や改良が必要な道路があり、整備する区間などについては地域との調整を図りながら進めています。
- 老朽化等により修繕等が必要となる道路橋梁への対応を進めています。
- 安全でおいしい水を安定的に供給していくためには、水道施設を適切に維持し、水質管理を継続していく必要があります。
- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を主な目的とする公共下水道整備は早期整備が求められており、官民連携事業により計画的な整備が進められています。
- 合併前から保有している公共施設は、施設機能の重複や老朽化が課題となっており、人口減少や少子高齢化、IT技術の活用なども加わって、今後の施設のあり方について、適切かつ柔軟な対応が求められています。
- 持続可能な都市構造への再構築を目指し、集約型都市の形成が求められています。
- 高齢化が進む中、地域住民の移動手段の確保及び福祉の向上を図るため、公共交通を維持しつつ利便性を高めていくことが求められています。

主要施策

① 生活基盤の適正な管理

① 道路・橋梁の維持更新

予防保全による効率的なインフラメンテナンスの実施を進めるほか、危険な交差点や狭あい道路などの解消、ユニバーサルデザイン(※)を意識した歩行者空間の整備を各地域の状況に合わせて推進します。

② 水道の維持更新

伊豆の国市地域水道ビジョン及び経営戦略に基づき、関連施設の更新・改良、耐震化を進めるほか、安定した水源の維持に努めます。また、安全でおいしい水を安定して供給するため、県と連携し簡易水道の公営水道への統合を図ります。

③ 下水道の維持更新

下水道総合地震対策計画や下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の耐震化や長寿命化を推進します。

④ 公共施設再配置の推進

公共施設の利用実態などを踏まえ、施設の長寿命化及び保有量と質の最適化についての検討を進めます。将来の本市の姿を照らし合わせながら、維持可能な施設の規模を定め、行政サービスの維持・向上のための効率的な管理運営の指針となる公共施設等総合管理計画や、最適な施設配置の指針となる公共施設再配置計画を推進します。

用語解説



ユニバーサルデザイン 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境を整備するという考え方のこと。

② 住みやすさ向上の推進

① 集約型都市の形成

都市全体の観点から、防災や低未利用地の最適利用、中心市街地活性化等のまちづくりに関わるさまざまな施策と連携を図ることが重要となるため、総合的に検討して集約型都市の形成を進めます。また、本市の立地適正化計画に示す拠点となる都市の魅力を活かすため、居住を含めた都市の活動を「誘導」する新たな仕組みの構築を目指します。

② 地域の特徴を活かした土地利用の推進

山間地域などの市街化調整区域では、一体的な日常生活圏を構成している集落生活圏を維持し、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、その地域の特性や課題を踏まえたうえで最適な保全・活用方法について検討します。

③ 東京圏に通勤・通学しやすい環境整備の検討

東京圏へ通うことができる本市の立地を活かし、通学者への支援や乗り継ぎしやすい時刻表への見直し、利用しやすい鉄道駅駐輪場・駐車場の整備などの新たな取組を検討し、市民が本市から東京圏へ通勤・通学しやすい環境整備を目指します。

④ 公共空間を使った魅力ある空間の創出

公園や道路、河川などをはじめとする公共の空間を活用し、市民や本市を訪れる人が足を運びたくなるような新たな取組を推進し、魅力ある空間の創出を目指します。

③ 地域の特性に応じた交通ネットワークの整備

① 公共交通空白地域の解消

自主運行バス路線の維持に努めるとともに、予約型乗合タクシーや移送ボランティアといった地域と連携した交通手段を推進します。また、新たなデマンド交通（※）も含めたあらゆる交通手段の導入に向けた可能性を検討し、公共交通空白地域の解消に努めます。



② 新たな交通システムの検討

将来の自動運転社会の実現を見据え、新たなモビリティサービスの社会実装を目指した、実験的な取組を進めます。なかでも、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした“密”の緩和に配慮しながら、MaaS（マース（※））を取り入れた新たな交通システムの導入を検討します。

③ 利用しやすい交通環境の充実

少子高齢化が進行する本市において、一層利用しやすい交通環境の充実を目指します。多くの市民が集まる拠点を結ぶ交通手段の導入や、交通弱者の経済負担を軽減する新たな取組などを検討し、誰もが利用しやすい公共交通の整備を目指します。

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
まちなかへの集約率	95.4人/ha	93.9人/ha*	市街化区域の可住地における人口密度（人/ha）

基準値／令和2年度実績値

※過去の推移によると、市街化区域内の人口密度は年々減少傾向にあるため、減少幅の抑制を目指し目標値を設定。

用語解説



デマンド交通 バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。

MaaS（マース） 「Mobility as a Service」の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

まちづくりの
基本方針

7

みんなで創る 伊豆の国市

(行財政運営・自助・
共助・公助)



【施策の大綱】

- 自助・共助・公助のまちづくりの推進
- 効率的な行財政運営の推進

政策の柱

7-1

関連するSDGs



みんなが主役の まちづくり

目指すまちのすがた

性別や国籍などによる差別がなく、誰もが個人として尊重され、多様性を受け入れる社会が実現しています。地域・市民団体・企業・教育機関等の連携のもと、ともにまちづくりを進める機運が醸成されています。

現状と課題

- 少子高齢化の影響や地域に関わる価値観が変化していることにより、地域のつながりが希薄化し、地縁による活動が弱くなっています。一方、興味を持てることや共通の課題に対して、仲間を作って活動する団体は増えており、その取組も多岐に渡るようになっていきます。
- 社会の成熟化に伴い、価値観やライフスタイルが多様化しており、生きがいや働き方に対する考え方も変化し、心の豊かさを求める傾向が高まっています。
- 誰もが自分らしく豊かな暮らしを実現できる社会を実現することが求められており、男女共同参画社会はもとより、ダイバーシティ（※）やLGBTQ（※）などの言葉が注目されるように、多様性を認め尊重し合う社会の実現に向けた機運が高まっています。
- 行政だけでなく、企業やNPO（※）等が主体となってまちづくりに参画し、協働により進めるまちづくりが求められています。

主要施策

① 多様性を尊重するまちづくりの推進

① 個性を十分に発揮できる社会の構築

性別や年齢、国籍などによる差別がなく、誰もが個人として尊重されるとともに、多様な生き方を自らの意思で選択できる環境づくりを進めます。また、LGBTQなどの性的少数者への理解促進を図ります。

② 柔軟な働き方を実現できる就労環境の充実

市民や事業者などに対し、誰もが仕事や家庭生活、地域活動等に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス(※)の啓発を進めるとともに、働き方の見直しやテレワークなどの多様な働き方を促進します。



用語解説



ダイバーシティ(多様性) 国籍や性別、年齢などの違いを受け入れ、それぞれの多様な価値観や発想を活かすこと。

LGBTQ(性的少数者) 「lesbian, gay, bisexual, transgender, questioning」の略。レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニング(性的指向や性自認が未確定の人)のこと。

NPO 「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

ワーク・ライフ・バランス 「work(仕事)」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「life(生活)」との「balance(調和)」をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

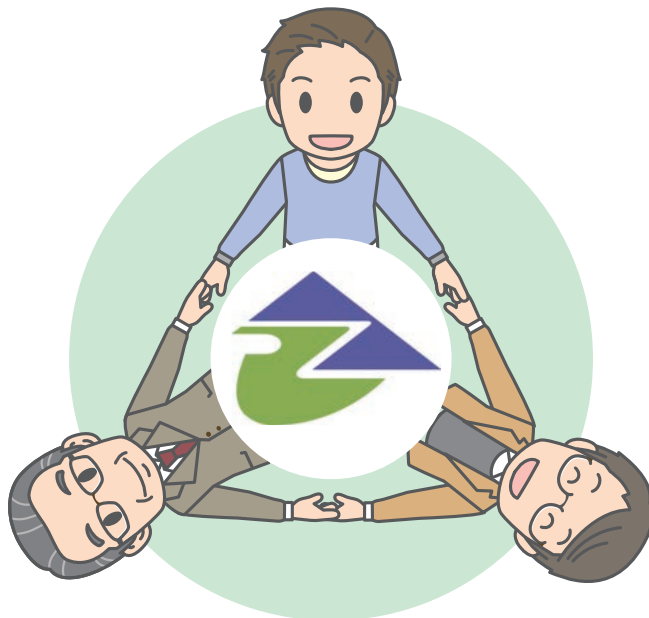
② 官民連携によるまちづくり

① 地域・市民活動団体（NPO等）との協働

居住している地域のコミュニティ維持のために、防災や見守りなどの分野において自治会・町内会が大切な役割を担っていることから、その活動を多方面から支援します。また、市民提案に基づく関係団体との協働によるまちづくりを推進するほか、地域に貢献するNPO等の市民活動団体を支援します。

② 市民活動団体間の連携推進

市民団体等が利用しやすく、団体間で情報交換などの交流が図れるような拠点の整備を検討します。また、活動団体間の連携を推進しネットワーク化することにより、新たな活動の創出を促進します。



③ 企業等との協働・連携調整

企業が行う美化活動などの公共的な自主活動を支援するとともに、地域貢献に意欲のある企業と連携し、その企業の持つ特性を活かした地域貢献活動を推進します。また、必要に応じて企業や団体間等との連携を調整します。

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
市民活動団体等への支援件数	8件	12件	市民活動団体等が行う活動や市民活動団体間の仲介など市が支援した年間件数

基準値／令和2年度実績値

政策の柱

7-2

関連するSDGs

15
陸の豊かさ
増やす16
平和と公正を
すべての人に17
パートナーシップで
目標を達成しよう

信頼される行財政運営

目指すまちのすがた

透明性が高く、わかりやすい市政情報を誰もが受け取ることができるシステムが構築されています。クラウド(※)による窓口サービスなど行政手続きのオンライン化が進むことで、利便性が高まっています。計画的かつ効率的な行財政運営が行われ、職員は個人の持つ最大のパフォーマンスを発揮して職務を遂行しています。

現状と課題

- 行政が担う業務分野については、自治体の財源や人材が限られる中で、各分野の専門性が求められており、多様化・複雑化しています。このような中で、ICTの活用を含めたDX(※)の推進が注目されています。
- スマートフォンの普及や情報伝達手法の多様化により、市民が必要とする行政情報を的確にわかりやすく伝える手法について、時代とともに進化させていく必要があります。
- 扶助費等の社会保障関連費用や公債費の償還など、義務的経費が年々増加する厳しい状況の中で、財政の安定的な運営が求められています。
- 職員数の適正な定員管理を進めるとともに、多様化・高度化する行政需要に柔軟な対応ができる組織の構築や職員の育成に取り組み、職員の能力が最大限発揮できる組織運営を行う必要があります。

主要施策

① 広報活動の強化

① 行政運営の透明性の向上

行政運営に関するさまざまな情報を積極的かつ適切な時期に公開します。また、市の持つ公共データを誰もが活用できるように積極的に公開します。

② 正確かつ迅速な情報発信の充実

市民が読みやすい広報紙の作成に努めるとともに、情報の鮮度を重視した更新や動画を積極的に活用した市ホームページの公開に取り組みます。また、庁内組織にとらわれない横断的な情報発信体制づくりを推進します。

③ 多様な広報活動の展開

利用者が増加しているSNSを積極的に活用し、市民が行政情報等に触れる機会を創出するとともに、より効果的な発信に向けて職員の広報スキルの向上を図ります。また、情報発信の受け手となる人の環境に合った発信方法を推進します。

④ 市民による情報発信の促進

市民が自分たちのまちに誇りをもち、積極的に本市の魅力をアピールする機運を高めていくとともに、SNSの機能を活用し市民に行政情報を拡散してもらう体制づくりを目指します。

用語解説



クラウド 「cloud computing」の略。インターネットなどのネットワークを経由して、コンピュータ資源（サーバー、ネットワーク、データベース、ストレージ、アプリケーション等）をサービスの形で提供する利用形態のこと。
DX（デジタルトランスフォーメーション） 「Digital transformation」の略。進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと。「trans（交差する）」という接頭辞から「X」と略される。

2 広聴活動の充実

① 対話による広聴活動の充実

地区ごとの市政懇談会や若者、子育て世帯、地域活動に関わる市民などとの対話を通じて地域の課題把握を充実し、市政へ反映します。

② 幅広い意見聴取チャネルの創出

パブリックコメントや各種審議会等への市民参加の機会を充実させます。また、SNSなどを活用することにより、双方向のコミュニケーションを取り入れながら市民の声を把握する仕組みづくりを推進します。

③ デジタル社会の形成

① 行政手続きのオンライン化

各種届出や申請事務について、窓口手続きの一元化やネット上での窓口サービスの開設等を推進します。また、支所窓口を設置している通信画面を通じて職員がサポート対応を行う「クラウド窓口」の導入と利用促進に取り組みます。



② 庁内事務のデジタル化の推進

住民の利便性向上と行政運営の効率化のため、庁内事務の総合的なデジタル化に向けた職員の意識改革や就業環境の整備、決裁方法の改善等を進めます。

③ 自治体情報システムの標準化・共通化

庁内業務の基幹系20業務に関して、ガバメントクラウド(※)による標準システムへの移行を進めます。標準化・共通化及び行政手続きのオンライン化による業務の見直しを契機に、AI・RPA(※)の導入及び活用を推進します。

用語解説



ガバメントクラウド 政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス (IaaS、PaaS、SaaS) の利用環境のこと。

RPA 「Robotic Process Automation (ロボティックプロセスオートメーション)」の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、またはより高度な作業を、人間に代わって実施できるプログラムやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組のこと。

④ 計画的・効率的な行政経営

① 計画的な財政運営

長期的な視点に立ち市財政が健全に運営されるよう、中長期の財政見通しを立てるとともに、定期的に見直すなど、持続可能な財政運営を行います。また、時代に合った取組を推進し、市民目線による事業の見直しや民間活力を活かした行財政改革に取り組みます。

② 広域連携の強化

近隣市町との連携を強化し、市民の快適で安心な暮らしの確保のため、公共施設の相互利用や情報共有、人材育成など、市町の枠を越え効果的で効率的な行政運営を進めるとともに、地域の一体的な発展を推進します。

③ ふるさと納税の活用

ふるさと納税に伴う返礼品として、伊豆の国ブランド等の活用や電子感謝券の発行、ガバメントクラウドファンディング(*)の導入を行うことで、市の活性化に寄与します。また、地方版総合戦略の推進に当たり、企業からの寄附を最大限に活用し、地域課題の解決に向けた事業を実施します。



④ 組織力・職員力の向上

組織目標と職員個々の目標を連動させ、個人の能力を最大限発揮できる環境を整えます。また、社会変化を見極めた新たなスキルや市民サービス向上のための接遇等について、職員が身に付ける機会や研修を充実します。

指標

指標名	基準値	目標値	指標の説明
SNSを活用した情報発信回数	736回	786回	SNS (Facebook、LINE、Instagram、YouTube等) を活用し情報発信した回数

基準値／平成30年度から令和2年度までの実績値の平均



ガバメントクラウドファンディング 政府(自治体)が行う寄附制度であり、自治体が抱える問題解決のため、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人々から寄附を募る仕組みのこと。



資料編



1 第2次伊豆の国市総合計画基本構想の概要

第1章 将来像

「第2次伊豆の国市総合計画」の「策定」にあたって

時代の潮流や市民の意向、第1次総合計画の成果と課題を踏まえ、第2次総合計画が目指す将来像を次のように定めます。

ほんわり湯の国、美^{うま}し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国

住んでいる人も、訪れる人も、歴史や文化が薫る美しい地で温泉や食を楽しみ、ほっとする(ほんわりする)時間を有意義につくれるまちを目指すとともに、時代の潮流をつかみ各分野で未来を拓くまちを目指します。

第2章 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、将来像を実現するための、姿勢、行動の根本的な考えを示すものです。

共生と調和

人と人、人と自然、人と文化の共生とそれぞれの調和によって、地域の風土をつくり、伊豆の国らしい生活を創出します。

継承と創造

多様な産業とこれを支えてきた多彩な地域資源は、社会情勢の変化に対応していく知恵や力となります。これらの地域産業や地域資源を守り、継承することと、各分野の様々な挑戦により未来を拓くこととの両輪で、活力を創造し、いきいきと生活できる地域づくりにつなげます。

自助・共助・公助

市と市民や民間がパートナーであるという認識に立ち、お互いに助け合い、誰もが暮らしやすく、そして心温まる地域づくりを進めます。



第3章 まちづくりの将来フレームと土地利用

1. 人口目標

国が示した本市の将来人口の推計では、人口が大幅に減少すると予測されています。

これに対し、市では「伊豆の国市人口ビジョン」と「伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2015(平成27)年度に策定し、積極的な定住人口の増加と出生率向上を目指す戦略的な施策を推進しているところです。

そのため、第2次総合計画期間における人口目標は、「伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が継続的に推進され、その成果が着実に上がることを見込み、「伊豆の国市人口ビジョン」で定めた人口目標に基づき算出した、47,000人以上を維持することを目標とします。

2. 土地利用の基本方針

本市が、地理的にも歴史的にも伊豆半島の中心であるという立地条件を踏まえるとともに、豊かな自然環境と先人達が知恵と努力により築いた貴重な資源、財産を未来に継承するため、自然環境とのバランスがとれた土地利用を、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的に行うものとします。

また、都市の持続的発展を継続するために必要な安全性、利便性、快適性を備えるとともに、個性豊かで活力に満ちた秩序ある都市形成を目指します。

(1)安全で安心な土地利用

地震や風水害等、予想される自然災害から市民の生命と財産を守ることは、豊かな生活を確保するための基本です。そのため、災害リスクの高い地域では、適切な防災対策や土地利用の制限等、災害に強いまちとなる土地利用を進めます。

また、少子化の進行と高齢化が進展するなかで、市民誰もが健康で、安心して生活できる環境づくりに配慮した土地利用を進めます。

(2)公共の福祉を優先し、地域の活力と利便性を高める土地利用

市民生活の環境向上を図るため、公共の福祉を優先した適正な土地利用の誘導や生活基盤の整備等を進めます。

また、伊豆箱根鉄道駿豆線の各駅周辺は、公共交通の持つ利便性を活かした土地利用の誘導を図るとともに、温泉や本市固有の歴史・文化資源等を効果的に活用し、地域の活力と利便性を高める土地利用を進めます。

(3)豊かな自然環境と共生し、地域資源を生かした土地利用

本市は富士山を望む良好な眺望景観や、狩野川流域一帯に広がる田方平野の田園風景等の自然資源、歴史・文化資源が豊富です。これらの美しい景観の保全と形成、自然環境の保全・保護を図る土地利用を進めます。

(4)市民や民間の参画と連携による計画的な土地利用

地方分権の進展に対応して、土地利用も、市民や民間の理解のもとに合理的かつ計画的に進める必要があるとともに、地域コミュニティを活用した市民参加型のまちづくりが求められています。

このため、市と市民や民間との連携により、適切かつ効果的な施策を検討し、計画的な土地利用を進めます。

3 土地利用構想

(1) ゾーニング及び拠点

①食と農と観光交流ゾーン

優良農地の保全を図るとともに、観光農園、体験農園、市民農園等の交流の場を創出するなど、農業と観光産業の融合を図り、地域の活性化を促進します。

集落地は、田園と調和した集落地形態の維持や住環境の向上を図るため、地域固有の資源を生かし、集落環境の魅力を高めるとともに、生活道路の機能強化や災害対策等を実施します。

②歴史・文化・観光交流ゾーン

守山中世史跡群や葦山城跡、江川邸、葦山反射炉等の歴史・文化資源が点在する区域周辺や伊豆長岡温泉周辺は、市民や観光客が歴史・文化に親しむことができる環境を創出するため、歴史にちなんだ周遊ルートの形成を進め、観光交流を推進するとともに、歴史的な街並みや建造物の保全等に努めます。

また、葦山反射炉周辺や江川邸周辺等は、景観重点整備地区として、屋外広告物の規制等により、良好な景観の保全・形成に努めます。

なお、本ゾーン内にある葦山地区の優良農地については、その保全を図ります。

③健康・福祉・農業交流ゾーン

田方福祉村周辺は、高齢者福祉・障がい者福祉の充実を図ります。

深沢川流域周辺等は、丘陵地等の立地特性を生かした活力ある地域産業の振興を図るため、森林や農地、既存施設と連携しつつ、観光交流や健康づくりの拠点となる施設の整備を進めるとともに、特色ある農作物の生産や環境にやさしい農業を進めます。

④都市機能拠点／地域生活拠点

伊豆長岡駅、田京駅の周辺は、医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業・行政機能等の都市機能が融合した都市機能拠点を形成します。また、原木駅、葦山駅、大仁駅の周辺は、駅の利便性を生かした、地域生活拠点を形成します。

⑤医療拠点

順天堂大学医学部附属静岡病院、伊豆保健医療センターの周辺は、静岡県東部地域における医療拠点として、静岡県が進めるファルマバレープロジェクトと連携し、高度医療の提供や医学・健康産業等の集積を誘導します。

⑥産業・業務立地拠点

今後の社会情勢や広域的な機能連携に配慮しつつ、必要に応じて新たな産業・業務(事務所、研修所等)用地を確保します。特に、伊豆中央道長岡北IC周辺の低・未利用地等については、地域振興や経済活性化につながる土地利用を誘導します。



⑦新サービス業拠点

国道136号及び国道136号バイパス(修善寺道路)の大仁南に周辺地域については、時代の変革に対応する企業の誘致や地域に密着したサービス業の集積を誘導します。

(2)土地利用区分別の基本方針

①農地、森林、河川等

a. 農地

平野部や丘陵地等の地域特性を生かした農業の展開を図るとともに、優良農地の集積・集約化を図ります。また、生産活動を通じて農業の多面的機能の発揮を図ります。

b. 森林

森林を適切に保全するとともに、その活動を通じて森林の多面的機能の発揮を図ります。

c. 水面・河川・水路

水面・河川・水路に必要な整備と適切な管理に努めるとともに、水辺が持つ良好な環境や景観の保全に十分配慮します。

②宅地

a. 住宅地

無秩序な市街地の拡大を抑制しながら新規の住宅用地を確保するとともに、既存の住宅地の環境改善や住宅地背面の斜面地の安全対策を図ります。

b. 工業用地

活力ある産業振興等を図るため、社会・経済の動向、周辺土地利用との調和、環境の保全及び地域の効率的土地利用等に配慮しながら、計画的に工業用地を確保します。

c. その他の宅地

鉄道駅や温泉街等の周辺一帯は、賑わいの創出等を図るため、周辺環境との調和に配慮しつつ、都市機能や居住機能を誘導するとともに、観光地としての環境整備に努めます。また、その他公用・公共施設用地は、市民の需要や利便性、自然環境との共生、既存施設の有効利用等に配慮しつつ、計画的かつ効果的に整備を進めます。

③道路

国道や県道、市道は、広域・地域経済の発展、道路交通の円滑化、快適な生活環境の形成と都市防災機能の強化等を図るため、それぞれが担うべき機能に合った整備を進めます。

農道や林道は、農林業の生産性の向上・省力化に加えて、農地や森林の適正な管理を図るため、必要な整備と適正な維持管理を進めます。

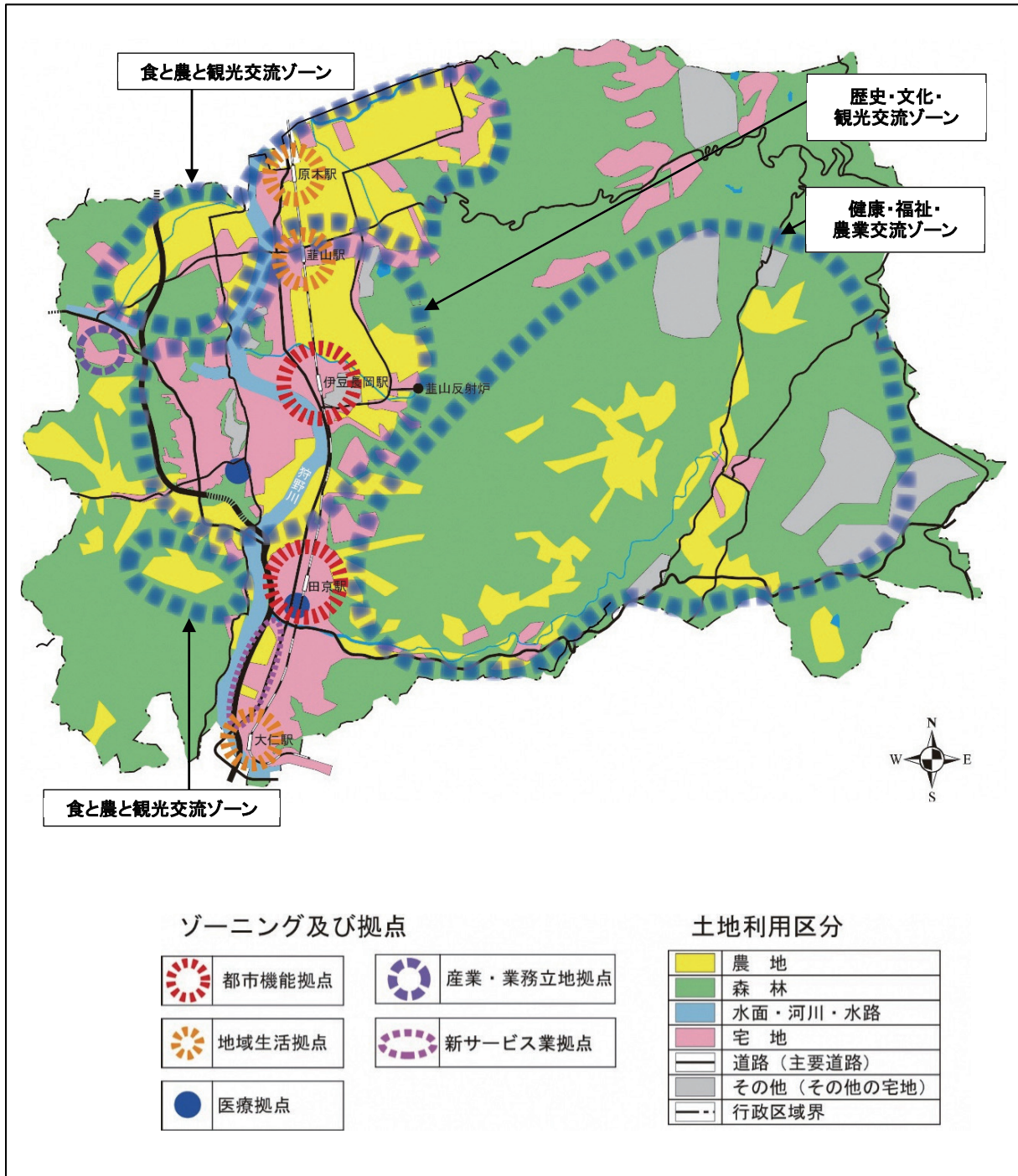
④その他

公園緑地と交通施設、レクリエーション施設、供給処理施設は、市民生活の利便性、快適性の向上等を図るため、市民の需要等に配慮しつつ、必要な用地を確保します。

市内に存在する歴史・文化資源は、文化の育成や伝承を図るため、その保全・活用に努めます。

その他、低・未利用地は、周辺土地利用等との調和に配慮しながら、産業誘致や居住用地への転換等も視野に有効利用を進めます。

■図表 土地利用構想図





第4章 まちづくりの基本方針、施策の大綱

本市の「将来像」の実現に向け、「まちづくりの基本理念」を踏まえ、市政の基本的な考えとして「まちづくりの基本方針」と、この基本方針を推進するために「施策の大綱」を次のように定めます。

基本方針 1 豊かな自然に抱(いだ)かれる 伊豆の国市 (自然・生活環境)

豊かで美しい自然やおいしい水がある環境、美肌の湯は、本市のまちづくりの最も大切な基盤であり、市民の誇りでもあります。これら環境を、市と市民や民間が相互に連携し、環境意識を向上させ、次代への継承を目指します。

市民や民間とともに、環境負荷の少ないまちづくりを一層進め、快適で潤いのある生活環境の創造を目指します。

<施策の大綱>

- 1-1 自然環境の保全と景観の向上
- 1-2 快適な生活環境の創造

基本方針 2 伊豆の国市にしごとをつくる (産業・経済・労働)

農業、観光産業、医療・福祉産業、これら3つを核として、産業全体の活性化を進めるとともに、市民が期待する就業機会の確保を目指します。

<施策の大綱>

- 2-1 地域を支える人材の就労支援
- 2-2 地域特産品の競争力の強化
- 2-3 地域産業の活性化と新たな雇用の創出

基本方針 3 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる (観光・交流)

本市の持続的な発展を維持するため、今後も転入超過を継続できるよう、移住の促進や受入体制づくりを進め、定住人口の拡大を目指します。

世界遺産に登録された韮山反射炉をはじめとして、豊かな自然環境や美しい景観、歴史的遺産等、地域資源を最大限に活用するため、観光推進体制を強化し、外国人旅行者を含めた観光交流人口の拡大を目指します。

<施策の大綱>

- 3-1 移住・定住の促進
- 3-2 観光推進体制の強化と交流人口の拡大
- 3-3 情報発信力の強化とおもてなしの充実

基本方針 4 歴史に学び、未来を拓(ひら)く 伊豆の国市 (歴史・文化・教育・研究)

歴史に学び、未来を拓(ひら)くまちを目指すとともに、都市交流の推進により、文化・芸術活動が身近にある豊かな暮らしを目指します。

次代を担う子どもに、これからの時代を生き抜くために必要な能力を身に付けるための教育環境づくりを目指します。

<施策の大綱>**4-1 歴史・文化・芸術を生かしたひとづくり・まちづくりの推進****4-2 次代を拓(ひら)く教育と研究の推進****基本方針 5 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市 (健康・福祉)**

若い世代の子育てとしごとの両立を支援し、出生率の向上を目指します。

人口減少の進行と高齢化の進展を踏まえ、地域全体の連携と協力のなかで、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが自立し、安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

<施策の大綱>**5-1 結婚・出産の支援****5-2 子育て環境の充実****5-3 健康長寿を目指すまちづくりの推進****5-4 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現****基本方針 6 安全で安心な 伊豆の国市のまちづくり (都市基盤・生活環境)**

災害発生を見越した防災・減災のまちづくりを進めるとともに、長期的な視点のもと、社会基盤の適切な維持管理や時代に即した更新・新設により、持続可能なまちを目指します。

<施策の大綱>**6-1 災害発生を見越した防災・減災のまちづくりと安全・安心なまちづくりの推進****6-2 持続可能なまちづくりの推進**

**基本方針 7 みんなで創る 伊豆の国市 (行財政運営・自助・共助・公助)**

市と市民や民間がパートナーであるという認識を深め、お互いに助け合い、誰もが暮らしやすく、そして心温まる地域づくりを目指します。

市民の生命と生活を支える基礎自治体としての役割を果たすとともに、様々な英知を積極的に取り入れる気概と全職員の努力による効率的な行財政運営を推進し、市民から信頼される市政を目指します。

<施策の大綱>**7-1 自助・共助・公助のまちづくりの推進****7-2 効率的な行財政運営の推進**

2 市民アンケートの結果

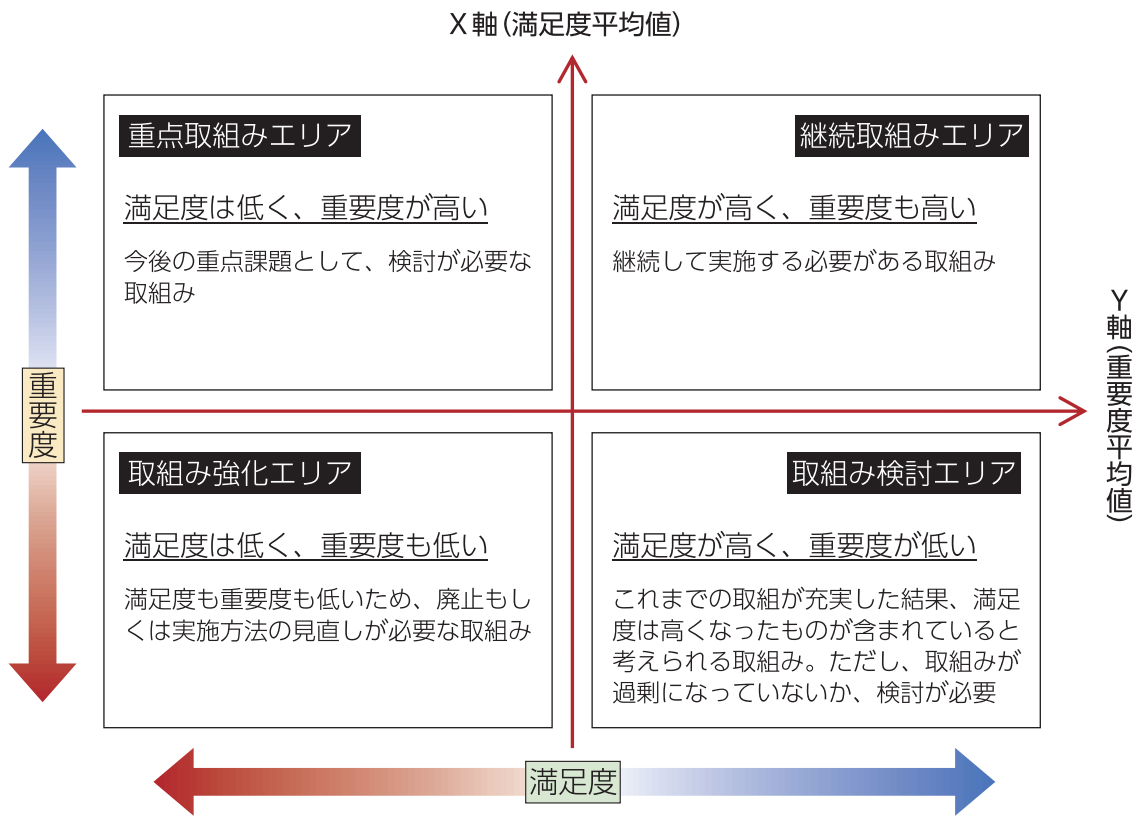
(1) 市民アンケートの目的

平成30年度、令和元年度、令和2年度に、市民の現在の生活環境やこれまでの取組みに対する評価及び今後のまちづくりに対する意向把握のために、アンケート調査を実施しています。

(2) ポートフォリオ分析

7つの基本方針(令和2年度のみ「防災対策」を追加)の27の項目について、満足度と重要度をそれぞれ5段階で評価してもらい、加重平均値(※算出方法参照)を2次元のグラフにプロットすることで相関関係の見える化を図りました。

ポートフォリオ分析とは、顧客満足度調査(CS調査)等で用いられる分析手法の一つです。



※算出方法

アンケートの項目である27の取組みについて、満足度と重要度の回答をそれぞれ下表の得点で点数化、その平均値(加重平均値)を2次元のグラフにプロットして散布図を作成します。

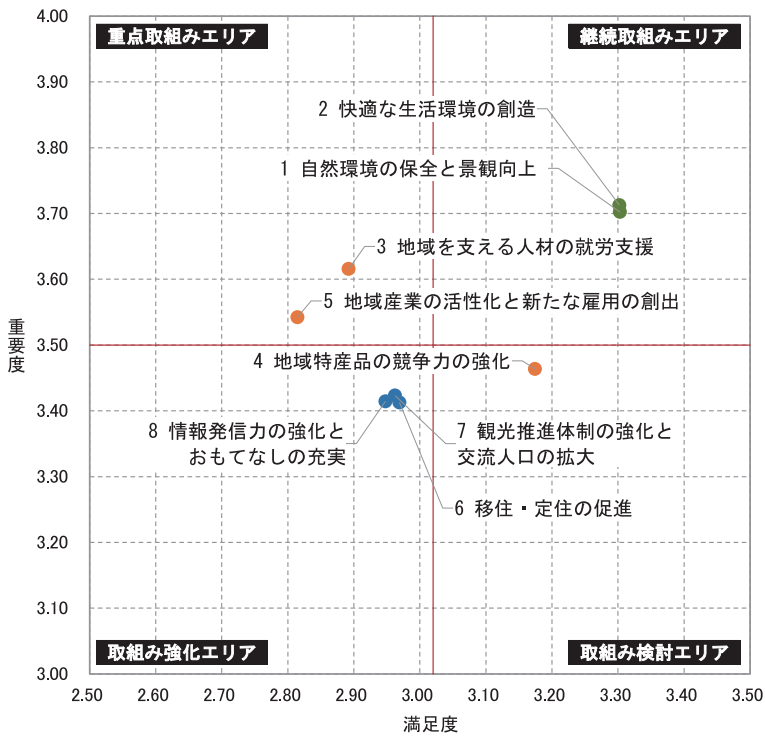
さらに、軸の交点に全項目の満足度の平均値(X軸)と重要度の平均値(Y軸)をとり、散布図を4つの象限(エリア)に区分することにより、今後の取組みの方向性を分析します。

満足度	加重点数
満足	5点
やや満足	4点
どちらでもない	3点
やや不満	2点
不満	1点
無回答	除外

重要度	加重点数
高い	5点
やや高い	4点
どちらでもない	3点
やや低い	2点
低い	1点
無回答	除外

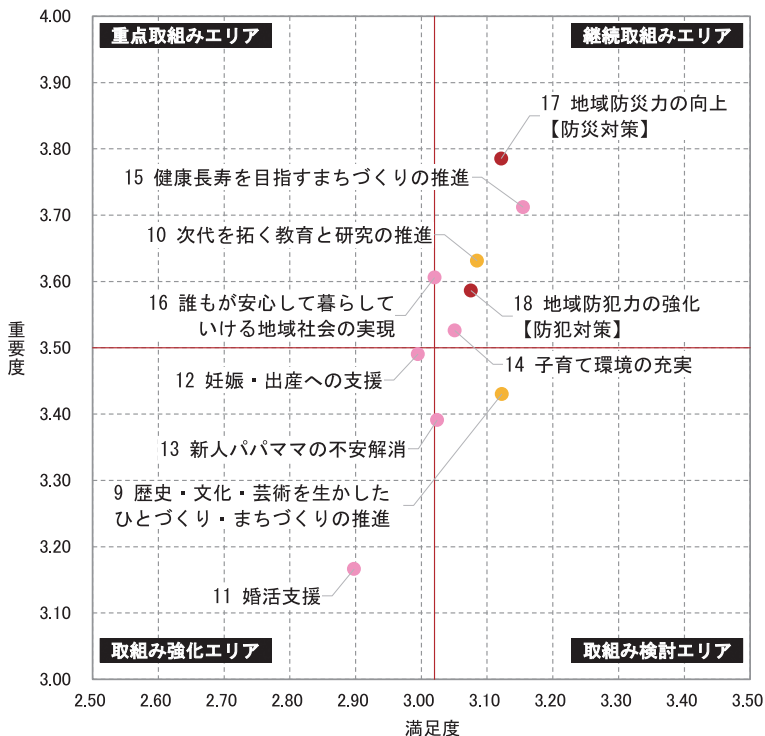


■ 「●自然・生活環境」 「●産業・経済・労働」 「●観光・交流」



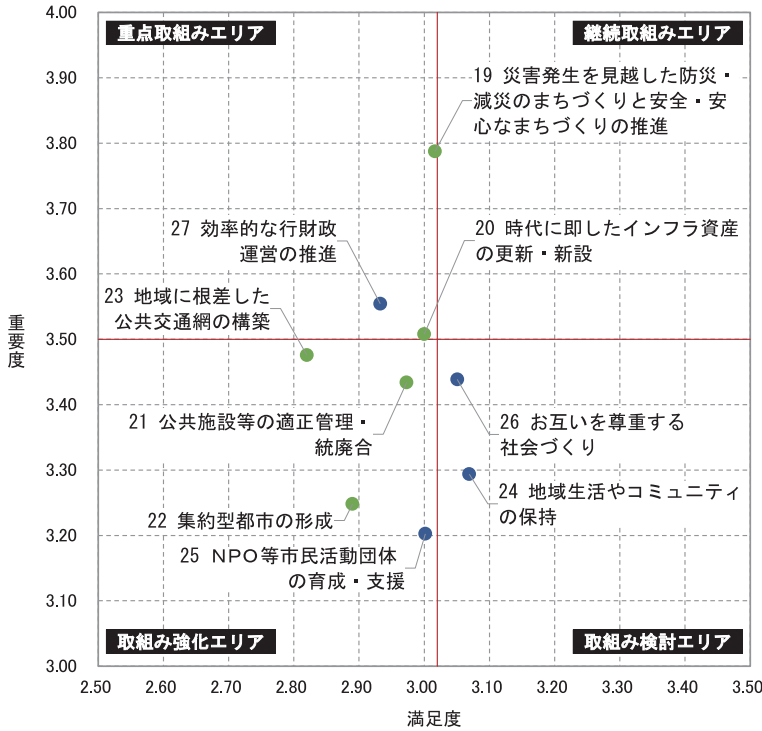
- 自然・生活環境分野は、「生活環境」「自然環境」ともに重要度・満足度ともに高く、継続取組みエリアに属しています。
- 産業・経済・労働分野では、重要度が高いにも関わらず満足度が低いものとして、「就労支援」と「雇用」があがっています。
- 観光・交流分野では、すべての取組みが、満足度・重要度ともに平均値に近くなっています。

■ 「●歴史・文化・教育・研究」 「●健康・福祉」 「●防災対策」



- 歴史・文化・教育・研究分野では、「教育と研究」の重要度が高くなっています。
- 健康・福祉分野では、「健康長寿」が満足度・重要度ともに高く、「婚活支援」はともに低くなっています。
- 防災対策は、「地域防災力」「地域防犯力」ともに重要度が高くなっています。

■ 「●都市基盤・生活環境」 「●行財政運営・自助・共助・公助」



- 都市基盤・生活環境分野では、「防災・減災、安全・安心なまちづくり」の重要度が高くなっています。また、「公共交通網」の満足度が低くなっています。
- 行財政運営・自助・共助・公助分野では、「行財政運営」の重要度が最も高くなっています。

(3) 満足度の変化からみる取組みの評価(平成30年度→令和2年度比較)

①評価が大きく上がった項目(満足度が概ね0.30ポイント以上上昇したもの)

分野	項目	増減
●産業・経済・労働	4 地域特産品の競争力の強化	+0.37
●都市基盤・生活環境	20 時代に即したインフラ資産の更新・新設	+0.33
●産業・経済・労働	5 地域産業の活性化と新たな雇用の創出	+0.32
●産業・経済・労働	3 地域を支える人材の就労支援	+0.30

②評価が不満から満足に変化した項目(満足度が3点未満から3点超に変化したもの)

分野	項目	増減
●産業・経済・労働	4 地域特産品の競争力の強化	+0.37
●健康・福祉	16 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現	+0.20
●都市基盤・生活環境	19 災害発生を見越した防災・減災のまちづくりと安全・安心なまちづくりの推進	+0.18
●歴史・文化・教育・研究	10 次代を拓く教育と研究の推進	+0.15
●行財政運営・自助・共助・公助	24 地域生活やコミュニティの保持	+0.12
●健康・福祉	14 子育て環境の充実	+0.11
●健康・福祉	13 新人パパママの不安解消	+0.08
●行財政運営・自助・共助・公助	26 お互いを尊重する社会づくり	+0.05

③評価の上げ幅が小さかった項目(満足度の上昇が0.10ポイント未満、かつ平均値未満のもの)

分野	項目	増減
●行財政運営・自助・共助・公助	25 NPO等市民活動団体の育成・支援	+0.04



■満足度・重要度平均値(項目別)

項目(●分野)	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	満足度	重要度	満足度	重要度	満足度	重要度
平均値	3.02	3.50	2.86	3.48	2.85	3.38
●自然・生活環境						
1 自然環境の保全と景観向上	3.30	3.70	3.25	3.75	3.21	3.67
2 快適な生活環境の創造	3.30	3.71	3.16	3.78	3.17	3.73
●産業・経済・労働						
3 地域を支える人材の就労支援	2.89	3.62	2.66	3.60	2.60	3.53
4 地域特産品の競争力の強化	3.17	3.46	2.83	3.43	2.81	3.30
5 地域産業の活性化と新たな雇用の創出	2.81	3.54	2.46	3.50	2.49	3.45
●観光・交流						
6 移住・定住の促進	2.97	3.41	2.76	3.40	2.87	3.28
7 観光推進体制の強化と交流人口の拡大	2.96	3.42	2.78	3.32	2.75	3.27
8 情報発信力の強化とおもてなしの充実	2.95	3.41	2.75	3.32	2.82	3.22
●歴史・文化・教育・研究						
9 歴史・文化・芸術を生かしたひとづくり・まちづくりの推進	3.12	3.43	3.04	3.33	3.03	3.29
10 次代を拓く教育と研究の推進	3.08	3.63	2.88	3.66	2.94	3.60
●健康・福祉						
11 婚活支援	2.90	3.17	2.79	3.13	2.75	3.06
12 妊娠・出産への支援	2.99	3.49	2.88	3.49	2.88	3.41
13 新人パパママの不安解消	3.02	3.39	2.97	3.38	2.94	3.31
14 子育て環境の充実	3.05	3.53	2.97	3.64	2.94	3.55
15 健康長寿を目指すまちづくりの推進	3.15	3.71	3.02	3.68	3.00	3.55
16 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現	3.02	3.61	2.86	3.58	2.82	3.43
●安全で安心な暮らしを確保する						
17 地域防災力の向上【防災対策】	3.12	3.79	—	—	—	—
18 地域防犯力の強化【防犯対策】	3.08	3.59	—	—	—	—
●都市基盤・生活環境						
19 災害発生を見越した防災・減災のまちづくりと安全・安心なまちづくりの推進	3.02	3.79	2.89	3.87	2.83	3.60
20 時代に即したインフラ資産の更新・新設	3.00	3.51	2.69	3.70	2.67	3.44
21 公共施設等の適正管理・統廃合	2.97	3.43	2.73	3.50	2.70	3.39
22 集約型都市の形成	2.89	3.25	2.82	3.32	2.74	3.15
23 地域に根差した公共交通網の構築	2.82	3.48	2.64	3.53	2.61	3.30
●行財政運営・自助・共助・公助						
24 地域生活やコミュニティの保持	3.07	3.29	2.99	3.24	2.95	3.17
25 NPO等市民活動団体の育成・支援	3.00	3.20	2.97	3.10	2.96	3.07
26 お互いを尊重する社会づくり	3.05	3.44	2.92	3.37	3.00	3.34
27 効率的な行財政運営の推進	2.93	3.55	2.79	3.45	2.82	3.36

※令和2年度の満足度・重要平均値を基準に3色スケールで色分け(最小:■ 中間:□ 最大:■)

3 分野別計画一覧

分野別計画	策定（改定）年月	計画期間
全般		
新市まちづくり計画	平成 16 年 19 月 (令和元年 11 月変更)	平成 17 年度～令和 7 年度
国土利用計画第 2 次伊豆の国市計画	平成 29 年 1 月	平成 29 年度～令和 8 年度
伊豆の国市長期人口ビジョン（令和 2 年改訂版）	令和 2 年 3 月	
第 2 期伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和 2 年 3 月	令和 2 年度～令和 6 年度
基本方針 1 豊かな自然に抱かれる伊豆の国市（自然・生活環境）		
伊豆の国市森林整備計画	令和 4 年 3 月	令和 4 年度～令和 13 年度
伊豆の国市環境基本計画	平成 26 年 4 月	平成 26 年度～令和 5 年度
└ 伊豆の国市地球温暖化対策 地方公共団体実行計画（区域施策編）	平成 26 年 4 月	平成 26 年度～令和 2 年度 (令和 5 年度まで延長)
第 4 次伊豆の国市地球温暖化対策実行計画	令和 4 年 3 月	令和 4 年度～令和 12 年度
伊豆の国市都市計画マスタープラン	平成 23 年 3 月 (令和 3 年 2 月改定)	平成 22 年度～令和 11 年度
伊豆の国市立地適正化計画	平成 30 年 6 月	平成 30 年度～令和 22 年度
伊豆の国市景観形成基本計画	平成 26 年 2 月	
伊豆の国市景観計画	平成 26 年 6 月 (令和 2 年 5 月改定)	
伊豆の国市緑の基本計画	平成 29 年 8 月	平成 29 年度～令和 7 年度
伊豆の国市歴史的風致維持向上計画	平成 30 年 3 月	平成 30 年度～令和 9 年度
伊豆の国市かわまちづくり計画	令和 2 年 1 月	
伊豆の国市観光地エリア景観計画	令和 2 年 3 月	
伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画	令和 4 年 3 月	令和 4 年度～令和 18 年度
└ ごみ処理基本計画	令和 4 年 3 月	令和 4 年度～令和 18 年度
└ 生活排水処理基本計画	令和 4 年 3 月	令和 4 年度～令和 18 年度
伊豆の国市汚水処理施設整備構想	平成 28 年度	平成 29 年度～令和 8 年度
伊豆の国市し尿処理施設整備基本構想	平成 27 年 2 月	平成 27 年度～令和 11 年度
基本方針 2 伊豆の国市にしごとをつくる（産業・経済・労働）		
伊豆の国市創業支援事業計画	平成 28 年 12 月	平成 29 年度～令和 4 年度
伊豆の国市観光基本計画	平成 27 年 3 月	平成 27 年度～令和 6 年度
伊豆の国市観光基本計画アクションプラン（後期）	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 6 年度
伊豆の国市農業振興地域整備計画	平成 21 年度 (令和 3 年 3 月改定)	令和 3 年度～令和 12 年度
伊豆の国市鳥獣被害防止計画	令和元年度	令和 2 年度～令和 4 年度
基本方針 3 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる（観光・交流）		
伊豆の国市観光基本計画	平成 27 年 3 月	平成 27 年度～令和 6 年度
伊豆の国市観光基本計画アクションプラン（後期）	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 6 年度
基本方針 4 歴史に学び、未来を拓く伊豆の国市（歴史・文化・教育・研究）		
伊豆の国市都市計画マスタープラン	平成 23 年 3 月 (令和 3 年 2 月改定)	平成 22 年度～令和 11 年度
伊豆の国市立地適正化計画	平成 30 年 6 月	平成 30 年度～令和 22 年度
伊豆の国市景観計画	平成 26 年 6 月 (令和 2 年 5 月改定)	
伊豆の国市歴史文化基本構想	平成 26 年 3 月	
伊豆の国市歴史的風致維持向上計画	平成 30 年 3 月	平成 30 年度～令和 9 年度
韮山反射炉の保存・整備・活用に関する計画（史跡 韮山反射炉整備基本計画／世界遺産「明治日本の産 業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業」韮山反射 炉修復・公開活用計画）	平成 29 年 7 月	平成 29 年度～令和 18 年度



伊豆の国市公共施設等総合管理計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～令和 27 年度
伊豆の国市教育大綱	令和 2 年 3 月	令和 2 年度～令和 4 年度
伊豆の国市生涯学習推進大綱	平成 20 年 3 月 (平成 30 年 3 月改定)	
伊豆の国市かわまちづくり計画	令和 2 年 1 月	
基本方針 5 子育ても人生も楽しい伊豆の国市（健康・福祉）		
第 3 次伊豆の国市地域福祉計画	平成 30 年 3 月	平成 30 年度～令和 4 年度
健康増進計画	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～令和 8 年度
└ 母子保健計画	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～令和 8 年度
└ 歯科保健計画	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～令和 8 年度
食育推進計画	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～令和 8 年度
第 2 次子ども・子育て支援事業計画 (第 3 次次世代育成支援行動計画)	令和 2 年 3 月	令和 2 年度～令和 11 年度
伊豆の国市国民健康保険第 2 期データヘルス計画 (第 3 期特定健康診査等実施計画)	平成 30 年 3 月	平成 30 年度～令和 5 年度
第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	令和 3 年 3 月	平成 30 年度～令和 5 年度
第 4 次伊豆の国市障がい者計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 8 年度
└ 第 6 期伊豆の国市障害福祉計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 5 年度
└ 第 2 期伊豆の国市障害児福祉計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 5 年度
第 1 期伊豆の国市自殺対策行動計画	平成 31 年 3 月	令和元年度～令和 5 年度
基本方針 6 安全で安心な伊豆の国市のまちづくり（都市基盤・生活環境）		
伊豆の国市国土強靱化計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 7 年度
伊豆の国市地域防災計画	年度更新	
伊豆の国市地震対策アクションプログラム 2013	平成 26 年 6 月 (令和 3 年 6 月改定)	平成 25 年度～令和 4 年度
伊豆の国市医療救護計画	令和 2 年 3 月	
伊豆の国市避難行動要支援者避難支援計画	平成 30 年 10 月	
伊豆の国市災害廃棄物処理計画	平成 29 年 3 月	
伊豆の国市国民保護計画	平成 19 年 3 月 (平成 20 年 3 月改定)	
伊豆の国市地域公共交通基本計画	平成 26 年 12 月	平成 26 年度～令和 5 年度
第 11 次伊豆の国市交通安全計画	令和 3 年 12 月	令和 3 年度～令和 7 年度
伊豆の国市都市計画マスタープラン	平成 23 年 3 月 (令和 3 年 2 月改定)	平成 22 年度～令和 11 年度
伊豆の国市立地適正化計画	平成 30 年 6 月	平成 30 年度～令和 22 年度
伊豆の国市景観計画	平成 26 年 6 月 (令和 2 年 5 月改定)	
伊豆の国市環境基本計画	平成 26 年 4 月	平成 26 年度～令和 5 年度
伊豆の国市空家等対策計画	平成 30 年 3 月 (令和 3 年 3 月改定)	平成 30 年度～令和 5 年度
伊豆の国市水道事業ビジョン	令和 4 年 3 月改定	令和 4 年度～令和 13 年度
伊豆の国市橋梁長寿命化修繕計画	平成 26 年 4 月	
伊豆の国市耐震改修促進計画	令和 3 年 4 月	令和 3 年度～令和 7 年度
伊豆の国市公共施設等総合管理計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～令和 27 年度
伊豆の国市公共施設再配置計画	平成 30 年 3 月	平成 28 年度～令和 27 年度
伊豆の国市学校施設長寿命化計画	令和 3 年 3 月	令和 2 年度～令和 11 年度
基本方針 7 みんなで創る伊豆の国市（行財政運営・自助・共助・公助）		
第 3 次伊豆の国市男女共同参画基本プラン	平成 30 年 3 月	平成 30 年度～令和 4 年度
第 3 次伊豆の国市行財政改革大綱	平成 30 年 8 月	平成 30 年度～令和 7 年度
伊豆の国市 DX 推進計画	令和 4 年度策定	令和 4 年度～令和 8 年度
伊豆の国市職員研修計画	年度更新	

4 「持続可能な開発目標(SDGs)」との関係

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されており、我が国も国内における実施と国際協力の両面でSDGsを推進しています。

本市においても、後期基本計画に掲げる取組を進めることにより、持続可能な社会の実現につながることから、SDGsのゴールとの関連付けを本計画の政策の柱ごとに示しております。

ゴール(目標)	自治体行政の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化(エンパワーメント)を行う。 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>



【9】強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



【10】各国内及び各国間の不平等を是正する。

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



【11】包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。



【12】持続可能な生産消費形態を確保する。

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。



【13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。



【14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。



【15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。



【16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



【17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典:「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)-導入のためのガイドライン-(一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)

■第2次伊豆の国市総合計画における施策とSDGsの対応表

総合計画の基本施策	SDGsの17のゴール			
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
まちづくりの基本方針1 豊かな自然に抱かれる伊豆の国市（自然・生活環境）				
政策の柱 1-1 自然と共生するふるさとづくり				
政策の柱 1-2 魅力ある景観形成の推進				
政策の柱 1-3 快適な生活環境の充実			●	
まちづくりの基本方針2 伊豆の国市にしごとをつくる（産業・経済・労働）				
政策の柱 2-1 就労・雇用への支援				
政策の柱 2-2 魅力ある農業の振興		●		
まちづくりの基本方針3 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる（観光・交流）				
政策の柱 3-1 訪れたいまちづくり				
政策の柱 3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進				
まちづくりの基本方針4 歴史に学び、未来を拓く伊豆の国市（歴史・文化・教育・研究）				
政策の柱 4-1 歴史・文化・芸術の推進				●
政策の柱 4-2 未来を築く教育の推進				●
政策の柱 4-3 生涯学習の充実				●
まちづくりの基本方針5 子育ても人生も楽しい伊豆の国市（健康・福祉）				
政策の柱 5-1 子育て支援の充実			●	●
政策の柱 5-2 健康づくりの推進		●	●	
政策の柱 5-3 高齢者福祉の推進			●	
政策の柱 5-4 障がい者福祉の推進			●	
政策の柱 5-5 地域福祉体制の充実	●		●	
まちづくりの基本方針6 安全で安心な伊豆の国市のまちづくり（都市基盤・生活環境）				
政策の柱 6-1 自助・共助・公助による防災の強化				
政策の柱 6-2 安心できる医療体制の整備・充実			●	
政策の柱 6-3 生活安全対策の推進				
政策の柱 6-4 効果的な都市機能の推進		●		
まちづくりの基本方針7 みんなで作る伊豆の国市（行財政運営・自助・共助・公助）				
政策の柱 7-1 みんなが主役のまちづくり				
政策の柱 7-2 信頼される行財政運営				



●：関連するゴール

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーを 持続可能に	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナシップで 目標を達成しよう
	●	●						●	●	●		●
										●		●
	●					●	●	●	●	●		●
			●	●								●
			●	●								●
				●								●
												●
												●
												●
												●
												●
												●
			●		●							●
					●	●					●	●
					●	●						●
	●		●	●		●				●		●
●			●	●	●	●					●	●
									●	●		●

5 伊豆の国市総合計画策定条例

伊豆の国市総合計画策定条例(平成28年3月28日条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的なまちづくりを図るため、市の総合計画を策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本的な理念であり、市が目指す将来像及び基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 まちづくりの基本的な計画であり、基本構想を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、伊豆の国市総合計画審議会条例(平成17年伊豆の国市条例第143号)第1条に規定する伊豆の国市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第4条 市長は、前条に規定する手続を経て基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第6条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



6 伊豆の国市総合計画審議会

(1) 伊豆の国市総合計画審議会条例(平成17年9月12日条例第143号)

(設置)

第1条 伊豆の国市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を調査及び審議するため、伊豆の国市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する事項について、調査及び審議する。
2 審議会は、総合計画の進行管理に関する事項について、市長に対し意見を述べることができる。
3 審議会は、前2項に規定するもののほか、総合計画に密接に関連するその他の重要な施策について、市長に対し意見を述べるができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第6条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員の委嘱を解くことができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集する。
2 審議会の会議の議長は、会長が行う。
3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちからこれを互選する。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、その経過及び結果を審議会に報告する。

(意見等の聴取)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和3年9月1日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(任期の特例)
- 2 この条例の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず令和6年3月31日までとする。



(2) 伊豆の国市総合計画審議会委員

(任期:令和3年10月11日～令和6年3月31日)

	役職	所属団体	氏名	選考理由
1	会長	静岡産業大学	小泉祐一郎	識見を有する者
2	委員	伊豆の国市商工会	大沢秀光	公共的団体の代表者
3	委員	伊豆の国市農業委員会	西島茂	公共的団体の代表者
4	委員	伊豆の国市観光協会	稲村浩宣	公共的団体の代表者
5	委員	伊豆の国市教育委員会	相原昇明	公共的団体の代表者
6	委員	NPO法人伊豆学研究会	橋本敬之	公共的団体の代表者
7	委員	伊豆の国市スポーツ協会	青崎美代子	公共的団体の代表者
8	委員	伊豆の国市民生委員児童委員協議会	高田幸久	公共的団体の代表者
9	委員	IZUCCO(いずっこ)制作実行委員会	中野あゆみ	公共的団体の代表者
10	委員	静岡県保育連合会東部支部	土山龍之	公共的団体の代表者
11	委員	伊豆の国市都市計画審議会	菊地雅秋	公共的団体の代表者
12	委員	伊豆の国市区連合会	神戸正道	公共的団体の代表者
13	委員	伊豆長岡温泉ミライ会議	今井裕久	公共的団体の代表者
14	委員	伊豆の国農業協同組合	鈴木正三	識見を有する者
15	委員	三島信用金庫	山本文彦	識見を有する者
16	委員	静岡新聞静岡放送	関有美	識見を有する者

(3) 令和3年度第1回伊豆の国市総合計画審議会

日時：令和3年10月11日 13時30分～16時

場所：あやめ会館3階多目的ホール

《委員の発言及び計画への反映》

発言の要旨	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
・最重要課題は事業継承。事業主の高齢化が進んでいるが、事業主には関心が薄い。非常に手間がかかる問題なので支援してほしい。	基本方針2	2-1 就労・雇用への支援	2) 企業への支援	① 事業継承支援
・農業の課題は高齢化・後継者不足。 ・新規就農に向けた支援では、補助金だけでなく、農業の魅力の発信が必要。	基本方針2	2-2 魅力ある農業の振興	1) 新規就農者への支援	② 農業の魅力発信
・市民が市の特産品の応援できるような体制があると良い。 ・女性や若者との話し合いの場がほしい。	基本方針2	2-2 魅力ある農業の振興	2) 持続可能な営農環境の推進	① 市民に愛される農産物づくりの推進
・被災した農業事業者に対し、事業継続のための支援がほしい。	基本方針2	2-2 魅力ある農業の振興	2) 持続可能な営農環境の推進	② 継続できる営農体制の推進
・森林の水源涵養機能保護のため、太陽光パネルは、設置だけでなく管理についても行政で指導してほしい。	基本方針1	1-1 自然と共生するふるさとづくり	1) 森林保全・河川活用の推進	③ 自然環境と再生可能エネルギー発電施設との調和
・地元農産物と観光を結びつける仕組みがあれば良い。	基本方針2	2-2 魅力ある農業の振興	4) 新たなマーケット獲得に向けた取組促進	② 農商工等との連携の推進
	基本方針3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	③ 農業体験観光の推進
	基本方針3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	④ 食を生かした観光の推進
・文化財の展示場所がない。	基本方針4	4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	1) 歴史資産の保護	② 文化財・郷土資源の整備・活用
・観光での活用だけでなく、教育面での歴史遺産の保全・周知も厚くしてほしい。	基本方針4	4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	3) 郷土資産を学ぶ機会の創出	① 郷土愛を育む環境の整備
	基本方針4	4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	3) 郷土資産を学ぶ機会の創出	② 郷土学習の充実
・長岡保育園・幼稚園のこども園化を進めてほしい。	基本方針5	5-1 子育て支援の充実	2) 働く子育てを両立できる環境の整備	① 安心して預けることができる環境の整備
・教育総合センターを設置してほしい。	基本方針4	4-2 未来を築く教育の推進	1) 地域とともにある教育環境づくり	⑥ 教育相談体制の一元化
・どこへでも公共交通機関で行けるような、交通インフラの整備がされると良い。	基本方針6	6-4 効果的な都市機能の推進	3) 地域の特性に応じた交通ネットワークの整備	③ 利用しやすい交通環境の充実



発言の要旨	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
・市民が主体となって住みやすいまちにする方法を立案、実行することを行政が支援するまちにしたい。	基本方針7	7-1 みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	①地域・市民活動団体(NPO等)との協働
	基本方針7	7-1 みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	②市民活動団体間の連携推進
・市民活動センターを設置してほしい。	基本方針7	7-1 みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	②市民活動団体間の連携推進
・市に対し、住みやすいまちにするための方法について気軽に相談できる場所がほしい。	基本方針7	7-2 信頼される行財政運営	2) 広聴活動の充実	①対話による広聴活動の推進
	基本方針7	7-2 信頼される行財政運営	2) 広聴活動の充実	②幅広い意見聴取チャンネルの創出
・スポーツを行うことで健康寿命の延伸や生きがい・仲間づくりにつながる。福祉や生涯学習など、横断的な取組を行ってほしい。スポーツ協会を活用してほしい。	基本方針4	4-3生涯学習の充実	4) 生涯スポーツの推進	①スポーツ参加層の拡大
	基本方針4	4-3生涯学習の充実	4) 生涯スポーツの推進	②スポーツを通じた生きがいづくりの推進
・スポーツを活用した取組として、自らの住むまちの新たな魅力を発見できる、ロゲイニングなどがある。	基本方針4	4-3生涯学習の充実	4) 生涯スポーツの推進	①スポーツ参加層の拡大
・公共施設の維持・存続をお願いしたい。	基本方針6	6-4効果的な都市機能の推進	1) 生活基盤の適正な管理	④公共施設再配置の推進
・子育て世帯・ひとり親の相談窓口として、地域で助け合えるお互い様の地域づくり体制ができるとうい。	基本方針5	5-5地域福祉体制の充実	2) 見守り体制の確立	④地域で支え合う体制づくりの強化
・職員も地域の声を聞いてほしい。	基本方針7	7-2 信頼される行財政運営	2) 広聴活動の充実	①対話による広聴活動の推進
・一人暮らしの高齢化が増加する中、新型コロナウイルスによる自粛により、高齢者の認知機能・身体機能の低下を懸念。	基本方針5	5-3高齢者福祉の推進	1) フレイル予防・介護予防	①フレイルの予防の推進
・将来にわたって福祉サービスを受けることができるような社会にしてほしい。	基本方針5	『基本方針5』全体の取組		
・アナウンスの一元化が必要。	基本方針5	5-1子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	②子育て情報発信の一元化
	基本方針7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	②正確かつ迅速な情報発信の推進
	基本方針7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	③多様な広報活動の展開
・子育てでモバイルやSNSを活用した情報発信が強化されると良い。	基本方針5	5-1子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	②子育て情報発信の一元化

発言の要旨	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
・子育て世代が参加できる仕組みづくり。窓口だけでなく、メールやLINEで意見を伝えられるようになると良い。	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	2) 広聴活動の充実	②幅広い意見聴取チャンネルの創出
・子育て世代がどこに相談に行けばいいかわからない。 ・子育て中の悩みを一元的に相談できる窓口がほしい。	基本方針5	5-5地域福祉体制の充実	1) 包括的な相談支援体制の強化	①相談窓口の充実
・情報発信を工夫してほしい。	基本方針5	5-1子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	②子育て情報発信の一元化
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	②正確かつ迅速な情報発信の推進
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	③多様な広報活動の展開
・新型コロナウイルスにより急速に少子化が進んでいる。少子化の加速に伴い、保育園は量の確保ではなく、質の向上にシフトしている。	基本方針5	5-1子育て支援の充実	2) 働く子育てを両立できる環境の整備	①安心して預けることができる環境の整備
・自然環境の魅力的なまちだが、交通が危ないため子どもが外出しにくい。子どもが安全に移動できる道路、自由に外遊びできる環境の整備が必要。 ・自転車道路の整備を進めてほしい。結果、子どもの安全な移動に繋がる。	基本方針1	1-2魅力ある景観形成の推進	2) 自然環境を活かした空間づくりの推進	②都市公園の維持・活用
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	①アウトドア観光の振興
・近所の大人による子どもたちの見守り体制があると良い。	基本方針4	4-2未来を築く教育の推進	1) 地域とともにある教育環境づくり	②支援ボランティア等の配置
・質の高い保育・教育を提供するための人材の確保が必要。	基本方針4	4-2未来を築く教育の推進	2) 確かな学力を身に付ける教育環境の整備	③充実した教職員体制の確保
・中高生と保育・幼稚園が交流する機会があると良い。	基本方針4	4-2未来を築く教育の推進	1) 地域とともにある教育環境づくり	③世代間交流の推進
・障がいをもった子や乳幼児を市が手厚くみてあげる体制づくりが必要。	基本方針5	5-1子育て支援の充実	2) 働く子育てを両立できる環境の整備	①安心して預けることができる環境の整備
	基本方針5	5-4障がい者福祉の充実	1) 障害福祉サービス等の充実	③子どもの発達・自立支援の充実
	基本方針5	5-4障がい者福祉の充実	2) 障がいに対する理解促進と意識啓発	②巡回相談支援員の派遣
・園給食で地産地消を行うためのつながりづくりが必要。	基本方針5	5-2健康づくりの推進	2) 食育の推進	②地産地消の推進
・交通インフラを活用してはどうか。	基本方針6	6-4効果的な都市機能の推進	2) 住みやすさ向上の推進	③東京圏に通勤・通学しやすい環境整備の検討
・市街地から離れた地域・山間地を維持していくことも大事。	基本方針6	6-4効果的な都市機能の推進	2) 住みやすさ向上の推進	②地域の特色を活かした土地利用の推進



発言の要旨	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
・伊豆半島における伊豆の国市の立ち位置を記載したらどうか。	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	2) 広域観光の振興	②伊豆半島における広域観光の推進
・障がいやDVの課題など、単身高齢者の生活課題がよく問題に上がる。福祉的な家庭の悩みなどを相談できる窓口がとても重要。	基本方針5	5-5地域福祉体制の充実	1) 包括的な相談支援体制の強化	①相談窓口の充実
・消防団の成り手不足が深刻。	基本方針6	6-1自助・共助・公助による防災の強化	2) 共助による防災体制の確立	③持続可能な消防団活動の推進
・地域における少子化が進んでいる。 ・子どもたちが地元に戻ってこない。 ・進学を機に市外へ出た子どもたちを地元へ引き戻すための発信力の強化。	基本方針4	4-1歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	3) 郷土資産を学ぶ機会の創出	①郷土愛を育む環境の整備
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	④市民による情報発信の促進
・歴史や自然など、めぐまれた地域の特性を生かしたまちづくりが求められている。大河ドラマもチャンスの一つ。	基本方針3	3-1訪れたいくなるまちづくり	1) 旬を活かした魅力発信	②大河ドラマを活用した魅力の発信
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	①アウトドア観光の振興
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	②歴史・文化遺産の活用
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	③農業体験観光の振興
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	④食を活かした観光の振興
・地域を良くしようとするひと・団体との連携があると良い。	基本方針3	3-1訪れたいくなるまちづくり	2) 観光基盤の整備	③おもてなし機運の醸成
	基本方針3	3-1訪れたいくなるまちづくり	2) 観光基盤の整備	④温泉街の振興
	基本方針7	7-1みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	②市民活動団体間の連携推進
・健康と体験を結び付けた観光はどうか。	基本方針3	3-1訪れたいくなるまちづくり	2) 観光基盤の整備	①デジタル技術を活用したおもてなしの推進
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	①アウトドア観光の振興
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	③農業体験観光の振興
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	④食を活かした観光の振興

発言の要旨	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
・観光や移住など、HPへの動画掲載など発信力の強化が必要。	基本方針3	3-1訪れたいくなるまちづくり	1) 旬を活かした魅力発信	①魅力の効果的な情報発信
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	②正確かつ迅速な情報発信の充実
・結婚・出産支援と子育て環境の充実は一連の取組であり、横断的に取り組むべき。	基本方針5	5-1子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	①ライフステージに沿った継続支援
・県外に出た子どもが地元に戻らないのは、地域の魅力を感じていないからでは。子どもたちに自分のまちのファンになってもらうための取組が重要。そのためにも、観光、農業、スポーツなどにおける学校との連携が必要。	基本方針4	4-1歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	3) 郷土資産を学ぶ機会の創出	①郷土愛を育む環境の整備
	基本方針4	4-2未来を築く教育の推進	3) 生きる力を育む教育の充実	②探求学習の充実
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	④市民による情報発信の促進
・SNSを活用した情報発信が強化されると良い。	基本方針3	3-1訪れたいくなるまちづくり	1) 旬を活かした魅力発信	①魅力の効果的な情報発信
	基本方針5	5-1子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	②子育て情報発信の一元化
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	②正確かつ迅速な情報発信の推進
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	③多様な広報活動の展開
・地域資源を生かした観光づくりを進めてはどうか。	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	①アウトドア観光の振興
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	②歴史・文化遺産の活用
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	③農業体験観光の振興
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	④食を活かした観光の振興
・地域を良くしようとするひと・団体との連携、市民や団体をつなげることが重要。	基本方針7	7-1みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	②市民活動団体間の連携推進



第2次
伊豆の国市総合計画
後期基本計画

発行 令和4年5月

編集 伊豆の国市 企画財政部 企画課

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡340-1

電話 055-948-1413

FAX 055-948-2915

<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp>

